

Kodak Gray Scale



© Kodak, 2007 TM: Kodak

A 1 2 3 4 5 6 **M** 8 9 10 11 12 13 14 15 **B** 17 18 19

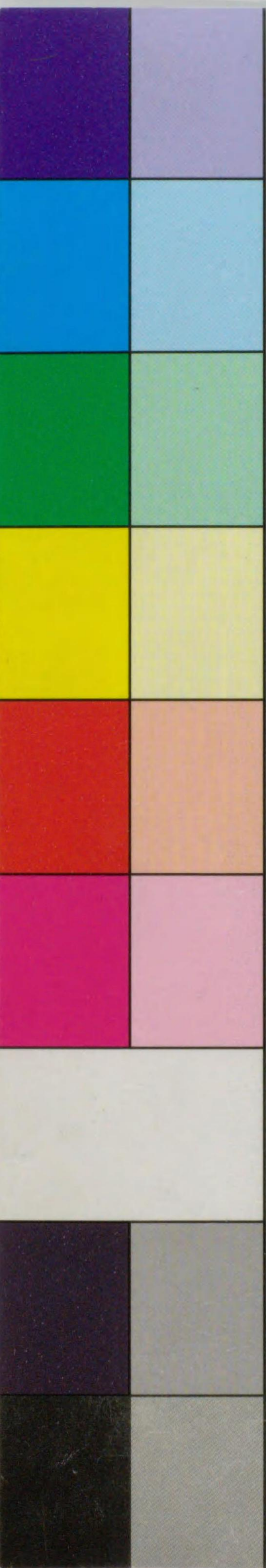


Inches 1 2 3 4 5 6 7 8
 cm 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19

Kodak Color Control Patches

© Kodak, 2007 TM: Kodak

Blue Cyan Green Yellow Red Magenta White 3/Color Black



128
249

國伯
叢書
伯耆民談記

上下

因伯
叢書

伯耆民談記

卷上

128

240

大正三年一月發行

因幡民談記叢書

研志塾藏版

例言

本叢書發行の企は、因幡二州に關する古書類の現今世に存するも稀にして、且漸次散逸に歸せんとするを憂ひ、之れを蒐集印刷して同好の人々に頒ち、以て永久に保存せんと欲するの微意に出つ、而して今回第一期發行する所は史傳類に屬し、伯耆民談記、因幡民談記、伯耆誌、因幡年表、伯耆卷附船上録、の五部二十四卷となす、蓋し因幡の古書此に盡くるにわらず、殊に其の重なるものを擧げしのみ、將來第二期第三期、時機を待て補續發刊する所あらむと欲す、

(史傳類中安倍恭庵著因幡誌の如き大著ありと雖も先年某氏によりて出版せられ已に世に弘まりたれば今之れを省く)

一伯耆民談記、因幡民談記二書の原本は、民間に久しく流布し、轉々相受け、幾回の謄寫を経たるものにて、誤字脱文も少からず、編者隨て之を正し、つとめて其の舊に復せんと欲せしかども、尙遺漏なき能はず、讀者幸に示教を賜へ、

大正
1. 30
内交

伯耆民談記收むる所、民間の口禰傳説の類、史學上有力なる參考資料を包含せ
ること多々なるは勿論なりと雖も、間々鄙俚俗談に涉り、如何はしき節もなき
にあらず、されど傳説ハ傳説として存し、猥りに取捨せざるは、是れ本書發行
の意なり、

一伯耆民談記所載の郡名中、日野郡を除くの外、現今の郡名と符合せず、汗入會
見二郡、今西伯郡となり、八橋久米河村三郡、今東伯郡となる

一本書編輯に就き鳥取竹内吉次郎氏の援助を得たること多し、深く之れを謝す、

大正三年一月中浣

編者識

著者小傳

伯耆民談記の著者松岡布政は、伯耆國倉吉の人にして、鳥取藩主池田氏の臣
なり、相傳ふその人となり、端正方直にして、勤勉、克く家政を治む、家道
從て裕かなり、晩年心を文學に潛め、殊に史學を好む、暇あれば筆硯を携へ、
單身獨歩、因伯の山野を跋涉し、到る所古蹟を探り、社寺舊家を訪問し、民
間の口禰傳説を集め、類を分つて記録するを恒としたりしが、後積て十五卷
を成し、名けて伯耆民談記と云ふ實に寛保二年の事なりと、寛延中病て歿
す、墓は倉吉勝入寺にあり。

伯耆民談記卷之一

伯耆 松岡布政著

郡鄉村名の事

當國は山陰道八ヶ國の内にて、上古母來の國と稱し、中古伯耆の二字に改む、上古、出雲伯耆の區別なかりしが、人皇三十二代用明天皇の御宇、五畿七道に分ち、又四十二代文武天皇の御時、郡國を建て六十六箇國に區劃せられ、此の時始めて出雲を分つて、母來の國を置かれたるなり、そのいわれは、神代の御時、雲州簸の川上なる、八岐の大蛇を恐れ、稻田姫は遁れて當時此の國に入り給ひしに、其母是を思ひ慕ひて、後より尋ね來りき、姫悦びて母來る哉と云々風土記に述べ、其の地は今の會見郡なりと、又伯耆の字に改めしは、中古當國の海より白き龜出て、今の會見郡に止る、時の國守之れを嘉瑞としよるこびて、伯耆の字に書改むと云ふ、張衡が西の京の賦に「撫紫貝搏耆龜」といふ句もあれば、白龜を得て伯耆

と名を改め書きしは可なるに似たり、國の方位は、東は因幡西は出雲に隣り、南は備中備後美作に連り、北は海に枕ひ、地勢東四長く、南北に狭し、南方山深く土厚く、五穀豊饒にして、魚鹽綿帛亦多し、國內を分つて六郡とし、村里七百餘を其内に配置せり、郡を六つに分けし事は、彼の伯耆と改めしころの事にて、龜の甲の形六角を爲すより取れるなりと云ふ、軍國の固めは、北は荒磯にて、大船の着岸不便なり、東西南三面の境は、山連綿として羊腸を廻らし、隣國へ往來まことに容易ならず、眞に四塞の固めと謂つ可し。

一河村郡

國の東方にありて、他の諸郡は皆その西に並べり、當郡の邑里多くは河に連接したる故に、河村郡と云ふ、村數都合百三ヶ、郷庄を以て之れを包ねたり。

東郷 古へ多駄 郷と稱す 十三ヶ村

松崎 引地 小鹿谷 野花 田畑 中興寺 中尾 山部 別所 方面 高辻 河上 久見

上西郷 六ヶ村

伊木 八屋 古へ 屋兼 (伯耆民談記に 屋富) 下淀 上淀 栗尾 大原

下西郷 古へ日下 庄と稱す 六ヶ村

山根 上井 海田 福庭 清谷 田尻

羽合郷 古へ河村 郷と稱す 拾ヶ村

長瀬 水下 布河 赤池 南谷 上橋津 今橋津 民談記に 本号湊村 上淺津 下淺津 長江

久津賀の庄 古へ濱邊 郷と號す 七ヶ村

宇野 宇谷 園 泊 石脇 筒地 小濱

直見郷 四ヶ村

門田 長郷田 長なみ 土海 羽衣石

舍人郷 九ヶ村

藤津 宮内 野方 白石 方地 漆原 北方 尾尻 國家 原

竹田庄 二十二ヶ村

大瀬 本泉 今泉 湯谷 牧 赤松 大柿 恩地 助谷 久原 相源寺 穴鴨 水地山

加谷 下西谷 上田代 下田代 下畑 四十曲、柏山 大谷 鳴郷(民諺記に此村名なく、別に上西谷村あり)

森 鎌田 吉尾 下谷 小河内 筒賀 柿谷 鉛山

三朝庄 十六ヶ村

横田(民諺記に横手に) 山田 湯村 砂原 淀 片柴 坂本 江谷 吉田 高橋 波伯山

井出(民諺記に井村) 西小鹿 神倉 桃 中津

都合百三ヶ村 外内村七 新村一

高貳萬貳千七百廿七石八斗五合

一久米郡

當郡は、河村郡の西に並ひて、古は大米郡と稱せ、其故は當國に國造有て上古代々居住の地なるによる、國造の大祖を、大米足尼スツチ石川の國造といふ、此大米居住の郡なるによりて、大米郡と稱せしなり、然るを久米郡と言ふは、當郡の

名他郡に先きたつて命けられし故に、久しき米郡と云ふ意なきとぞ。

大米國造の傳記に就き、舊事本記に曰、波々伎の國造は、志賀の高穴穗御世牟邪志の國祖、兄多毛比之命の兒、大米足尼定給ふ國造云々、石川の傳は續日本記に述たり。

郡の境域は、河村郡よりは大にして、庄五つ郷五つ有て、百八ヶ村を包有せり。

灘の郷古へ浦嶋の郷と号す 十一ヶ村内岡田福岡を守護分と号す

倉吉 神坂 駄興寺 小林寺 圓谷 下田中 田内 三明寺 會下谷 岡田 福岡

北ノ郷 十四ヶ村

三江 澤谷 溝ノ内 福富 尾田 志津 杉野 中野 絆谷 長谷 森 大河内

鹿山(民諺記に福本村あり)

南ノ郷山守ノ郷と号す 六ヶ村

松河原 泰久寺 今西 堀 明光 万場

矢遣ノ郷 十ヶ村

生竹耳 安部 大鳥居 金屋 高下 或は郡家に作る 湯關 上田 中山 山口 久原

小鴨ノ庄 二十二ヶ村

生田 古へは鹿首 中河原 石塚 宮 市場 倉内 上古川 北野 中田 上松神 若土 廣瀬

狼谷 岩倉 菅原 大宮 弓削 長坂 下大江 留海 淀谷 丸山

立縫ノ郷 十六ヶ村

下福田 上福田 動土 岡 般若 棕波 横手 今在家 二反田 大立 立見 津原

谷 別所 鋤 尾原

櫻ノ郷 三ヶ村

櫻服部 河來見

八代ノ郷 十ヶ村

横田 上米積 下米積 黒見 嶋田 今倉 古布 古へは國府と号す 國分寺 大谷 秋喜

上神ノ庄 七ヶ村

寺谷 上神 定光寺 不入岡 森 北面 (民謠記に北門) 穴澤

北條ノ郷 十九ヶ村

小田 古河澤 下古川 井手畑 新田 中江 大塚 穴窪 江北 君坂國坂 田井 土下 島

島澤 北尾 弓原 下神 松神 曲リ

都合百八ヶ村 外に 枝村一 新村二 内村十五

高三萬七千八百貳拾九石四斗七升九合

一八橋郡

當郡は、久米郡の西隣にして、境域久米郡よりは少し小さく、古へは八幡郡と云へり、然るを八橋郡と書改めしは、天文二十二年當國の領主、尼子晴久の船上山寺再興の頃にありと。

郡中に庄一郷十一有り、其内に百五ヶ村を配置せり。

菊里ノ郷 六ヶ村

八橋 古へ菊里と云ふ 岩本 田越 笠見 小路 赤崎

下ノ郷 九ヶ村

高松 中原 番田 發坂 倉坂 細工所 種久 皆川原 下大江

上ノ郷 六ヶ村

公文 山田 大杉 出合 野田 赤松 光好

伊藤ノ郷 五ヶ村

德万 保叶市 丸尾 松ヶ谷

上伊勢ノ郷 四ヶ村

上伊勢 大塚 下伊勢 中尾

古府庄 (民話記に古布庄) 二十ヶ村

野井倉 中津原 三本杉 下見 宮脇 別所 古布地 長房 矢下 馬場 宮内 法万

八反田 種井 杉地 森堂 (民話記) 杉下 松井 (民話記) 金屋 観下

由良ノ郷 十二ヶ村

妻波 大谷 別所 由良 東園 西園 六尾 瀬戸 島 由良の嶋とも云ふ 原 新田 龜谷

種ノ郷 四ヶ村

東高尾 西高尾 上種 下種

安田ノ郷 六ヶ村

筧津 湯坂 御崎 尾張 光村 梅田

立ッ子ノ郷 三ヶ村

太一垣 (民話記) 佐崎 中村 (太地垣)

田原ノ郷 三ヶ村

向原 西出上 下市

以西ノ郷 十四ヶ村

大父 (民話記) 大熊 國實 今地 (民話記) 高木 竹内 金屋 今在家 出ノ上

分乘寺 水口 大石 下村 山川

中山郷 十二ヶ村

赤坂 下胃 長音寺 岩井垣 倉内 (民話記) 樋口 退休寺 悟正院 (民話記)

八重 束積 羽田井 上田

都合百五ヶ村 外 枝村一
内村十四 新村二

高貳万八千六百貳拾五石壹斗九升四合

一汗入郡

當郡は八橋郡の西にあり大きき畧相同じ、古は安合郡といひしを、汗入郡と改めたるは、光仁帝の御宇にありと云ふ、傳説に曰く、帝の御時諸國より、内裏へ年貢を上るに、當國よりも諸人同し、年貢を皇都に捧ぐ、時に當郡或る里の女、父年老たればとて、代りて其の役を勤めて都に上りたり、然るに此女、容貌殊にすぐれて美しく、其の事秘聞に達し、遂に女御に召し出され、以後此の村郡の夫役を免されたりと、此の時の女喜ひて一首の和歌を詠す、歌中「汗を入る」云々の言葉ありしによりて、後世に至りて郡名を汗入と稱せどかや、その女御の出生地を、帝の勅詔によりて妻來里と稱せしか、今は六木村と云ふ、郷庄ともに五ツありて、六十八邑を配置せり。

逢坂ノ郷 七ヶ村

逢坂 鹽津 岡 松川原 上市 下市 高橋 殿河内

猛ノ郷 五ヶ村

前谷 木科 倉谷 小竹 東坪 (民諺記に坪)

奈和ノ庄 二ヶ村

坪田 門前 三ヶ村

加茂ノ郷 三ヶ村

梶原 熊 東谷

西ノ庄 九ヶ村

西坪 御厨 (民諺記に古御來屋と書す) 富長 古御堂 (民諺記に古見道) 大塚 羽畑 茶畑 押平 茶畑原

高田ノ郷 三ヶ村

東高田 上高田 西高田

月間ノ郷 四ヶ村

別所原畑 五名 (民謠記に
役名)

宇田ノ庄 十四ヶ村

中西尾 本宮 西尾原 碓江 外溝 高井谷 稻吉 寺内 福瀬 (民謠記に
福瀬) 田井 今津
平田 鶴田 北尾

高杉ノ郷 五ヶ村

宮内 平 神原 永田 中高

妻木ノ庄 (民謠記に
六木ノ庄) 十六ヶ村

安原 清六 上万 古浄万
と書す 稻光 六木 古
妻木 唐王 日原 野田 野田原 平木 所子
福尾 上野 國信 末吉 末長

都合六十八ヶ村 外内村二十二

高貳万四千參百貳拾石八斗九升六合

一會見郡

當郡は汗入郡の西に隣り、西の方出雲國に接し、六郡の内にて至て廣大に郡なり、山少く平地多し、田畑は收獲國中第一なり、此郡は、神代の昔、稻田姫出雲國より八岐の大蛇が難を遁れて、此の國に来る、其の母是を慕ひて追來り此の地にて逢見しによりて、會見郡と名つくと云ふ、郡中に庄九ツ郷四ツ有り、百五十二ヶ村を配置せり。

勝田ノ庄 十六ヶ村 河嶋より以下渡村迄十二ヶ村
を濱の目と云ふ

米子 下福原 米原 三柳 阿島 曲松 大篠津 小篠津 才神 (民謠記に
才野) 新屋

竹内 中野 上リ道 境目、外江 渡利

中間ノ庄 十ヶ村

細見 岸本 石州府 福萬 日下 (民謠記に
久坂) 尾高 (民謠記に
古は小懸) 岡成 東谷 小波 中間

蚊屋ノ庄 十九ヶ村

日吉津 今村 熊ノ藤 二本木 佐田 津ノ末 蚊屋 今在家 浦木 下新印 下ノ郷

赤出市部 上新印 嶋田 四日市 中島 中河原 川岡

宗方庄 十ヶ村

日原 奥谷 石井 上新田 下新田 目角(民談記に) 大谷 陽田(民談記に) 宗方

陰田(民談記に)

榎原郷 七ヶ村

古市 橋本 新山 今村 奈喜良 大谷 青木

福田庄 六ヶ村

柏尾 谷川 坂根 上境 大袋 下阿妻

長砂郷 六ヶ村

車尾ノモ 長砂 観音寺 兼久 上福原 海池(民談記に)

八幡ノ郷 十六ヶ村

馬場 水濱 遠藤 馬心 立岩 小野 小町 鶴田 坂中 大寺 殿河内 新庄

岩屋谷(民談記に) 別所 山市場 八幡

星川庄 十一ヶ村

諸木 宮ノ前 淺井 大谷 市場 馬平 坪屋 山根 綱平 反原 石田

小松ノ庄 七ヶ村

井上 御内谷 宮谷 小松(民談記に) 上野 翁 池野

富田庄 五ヶ村

天滿舊事記に手向と稱し古事記に手間と書し手間の山下云々あり其山今の天門山の事なり 三崎(民談記に) 寺内 清水川 上阿妻

永田ノ庄 三十四ヶ村

馬場 徳長 竹延 道河内 切喰 絹屋 西 鍋倉 與市谷 法正寺 加茂 能竹 加正

信寄 入藏 赤牛 赤谷 定常 早田 大河内 篠畑 大木屋 落合 京乘院

佐陀(民談記に) 今長 掛合 高佐良 八子 金崎 江原 二升 常清 金山

阿賀ノ庄 五ヶ村

阿賀原 新庄 北方 猪小路

都合百五拾貳ヶ村 外枝村二 内村六十七 新村十三

高五万四千八百六拾三石一斗二升

一日野郡

當郡初は鏡の郡と書けり、然るに貞和年中に、日野中將、當國へ住せられ、當郡の阿布縁の郷、阿布縁に居る事久しく、國人これを日野殿と稱しけるが、彼の鏡のと日野と取違へて、郡名を書きたるより、今の如くなれりと云ふ。當郡は會見郡に劣らぬ廣大なる地域にてあれど郡中山多きか故に、田地多からず、庄七ッ郷十六、其内に百七十二ヶ村を配置せり。

黒坂ノ郷

四ヶ村

黒坂 久住 横牛 下黒坂

多里ノ郷

八ヶ村

野組 中園 新屋 湯谷 河本 萩原(民誌記に) 萩山 多里宿

宮内郷

五ヶ村

河上 西 東 大森 矢渡

村尾郷

六ヶ村

生山 霞 小原 櫻子 糠ノ庄 村尾

笠木郷

十二ヶ村

山の裏(伯耆民誌記に) 小雀 水谷 大原 金名内 影村 日谷 横路 坊 二部 大戸

狩場

茶屋郷

六ヶ村

細屋 矢原 大内谷 主谷 小濁 佐木谷

阿布縁郷(古)

四ヶ村

上阿布縁 下阿布縁 砺波 大菅

印賀郷

十三ヶ村

大宮 四ヶ村 建石 榎垣 二ヶ村 寶谷 折渡 三ヶ村 菅澤 三ヶ村

久津賀郷

八ヶ村

相坂 井原 馬代マシロ 宮田 白石 中野 門村 飛時原

上岩見郷 九ヶ村

山根 月ヶ瀬 駒ヶ崎 下道成 銀山 高下 友廣 宗金 上岩見

下岩見郷 六ヶ村

塚原 無坂 立岩 下岩見 大原 華山

門ノ上郷 二ヶ村

石原 門ノ上

下菅庄 五ヶ村

畑 上菅 荒神原 中菅 下菅

下榎庄 六ヶ村

尾江路 猶原 印賀原 本山 井原 下榎

渡郷 五ヶ村

添原 渡榎市 別所 小原

眼角郷 四ヶ村

湯谷 門谷 秋綱 三土

根雨庄 六ヶ村

坂井原 カモチ 加持 高尾 根雨 三谷 貝原

安井庄 八ヶ村

安原 津地 野田 舟場 下安井 須ヶ崎 半ノ上 久連

宮市庄 十二ヶ村

聳村 俣野 福谷 下蚊屋 助谷 江尾 栗尾 杉谷 貝田 宮市 無用 北江尾

佐川郷 四ヶ村

大坂 根雨原 柿ヶ原 佐川(民談記 佐川用)

溝口庄 八ヶ村

泉神村 溝口 長山 大倉 新市 宮原 末鎌(民談記に谷川 云ふ村名あり)

三部庄 十八ヶ村

上代 下代 合原 池田 畑中 二部 福島 須鎌 舟越 藤屋 上ノ名 燒杉 外搆

三部 父原 古市 庄村(民誌記 庄市) 宇代

久古庄 九ヶ村

別所 久古 番原 眞野 大原 清山 須村 原村 上野

都合百七拾貳ヶ村

高貳万六千五拾石八升一合

一外ニ大仙領

汗入郡

佐摩 赤松 明間 今在家 前村 太々羅戸

日野郡

金屋谷 小林 岩立 大内 小淺 丸山 小柳 大河原 御札

合貳拾ヶ村

高三千石

邑總數合七百三拾八

外枝村 五
新村 十八

内村 百五十三

總高合拾九万四千四百拾六石五斗六升七合

伯耆民談記卷之二

都邑の事 附鍛冶名工の事

一米子

大谷村川竹島渡りの事

皆生住士の事

一倉吉

越殿の事

茶屋々敷の事

華宮小路の事

關所藏の事

山田五郎兵衛倉吉在住并安田綱右衛門家由來の事

一松崎

一八 橋

一 黒坂

一三 朝温泉并知久間氏の事

一 湯關温泉并にゑぐ芋の事

一 鍛冶の事

伯耆民談記卷之二

都邑之部

一米子 會見郡勝田の庄にあり、湊山久米の城と号せ、西の尾崎を内膳丸と名つけ、東の方飯の山を采女丸と名つく、本丸に左右して、犄角の勢をなせり、本丸に五重の天守閣、四重の櫓あり、此丸に城主の殿閣を建て、城壁貳百間餘り、三門を開けり、今ハ二門あり、堀は二重にして、其間に侍の小路を割り當て、市町は廓外に連綿として立並ひ、諸寺院は濱邊に薨を並へて建てり、或説に、當城は小鷹の城を轉じて此地へ移すともいひ、又倉吉打吹山の城を此地へ引移せるなりとも云ふ、久米の城と名つくるは其故なりと、又此の地を米子と稱する事は、昔濱の目栗島の郷に、一人の長者ありけるが、其の子當所に來りて住す、今加茂の社の隣地なり、其の家父の代より富みけれども、唯子なくして之れを悲み、神佛に祈りたれど、其の驗なかりしが、齡八十八歳にして始めて一子を生む、此の子

成長の後、子孫ますます繁昌す、よりて世の人八十八を一字に約して米子の郷と稱せしとなり、彼の長者の子、名を伯耆と云ひし由、粟島の邑に、今に長者原と云ひて、大なる原あり、昔長者の宅地なりしと、曾て繁華の地にてありけるにや、今に粟嶋千軒といふ名も残れり、當城古へは飯の山を本城として、湊山へは、外廓の如く構えしと見えたり、建武以來、山名氏當國の守護として、當城を築き、一門近臣を城代と定め、出雲の國を押へたゞしに、應仁の頃より、天下戰國となりて、國內の地侍、守護の下知命令を用ゐず、互に相争ふて、日夜に干戈を動かせど、山名衰微して、是を制すること能はず、一國動亂の透間を伺ひ、大永の頃(大永四年)、雲州より尼子伊豫守經久襲ひ來たりて、當城を始め諸城を討從へ、山名氏を破滅して、一國尽く尼子の手に入る、かくて尼子衰微の後は、藝州毛利氏中國を蠶食して、吉川駿河守元春山陰道征討の先鋒として、連年當國へ亂入し、城主牧野戰の功なく、又毛利の有となる、元春國中の制法を改め、諸城を修補せられしが、當城再興して古引(一本吉川とあり)長門守吉雅を、代官として、籠置きたり、天正十

年、太閤秀吉毛利家と和睦の時、當國を二つに分け、西三郡汗入會見日野を吉川の領地とし、東三郡河内久米八橋を羽衣石の南條伯耆守の領地となし、是より國中暫く靜謐に及びたり、天正十六年、吉川式部少輔隆久、始めて湊山に本城を築き、同十八年、從小田原役打捨をかれしを、慶長四亥年吉川藏人佐廣家再興し、翌年關原役に、吉川南條相共に上方へ一味し、家康公へ逆心ありしに依て、領地盡く召上られ、同六年中村伯耆守忠一へ當國一圓を賜ひ、米子を以て居城とせしむ、然れども、米子の城營未だ全備せざるにより、暫らく尾高に町を置き、飯の山と日向山との間に、一町の堀をほり、惣柵をつき、内膳丸米女丸を定め、普請盡く成就せしかば、やがて此の城に移つり、是より一國の鎮府として、城下の繁昌むかしに越へたり、然るに同十四年忠一卒去せられ、一子なき故、中村家斷絶に及びけり、後暫らくは、國守を立られず、古田一ツ柳の兩氏當城に在番してあり、翌十五年七月一國を三分して、加藤關市橋の三家へ配賜せられ、米子は加藤左衛門尉の居城となれり、元和二年六月、三家其他國へ移轉ありて、當國并に因幡の兩國、

松平新太郎光政公拜領し玉ふ、かくて光政公は、因幡鳥取を以て居城とし給ひ、當城には池田出羽を城代として、守護せしめらる。寛永九十六月、光政公備前に移轉せられ、因伯兩國を興禪院光仲公拜領し賜ひ、此城は城代として荒尾但馬に預られ、是より永く三郡の事を管領し、其才は鳥取にあり共、組の騎士五十余の輩、并に家の倍臣數多差直さ、當國を警固せしむ、古へは讒かなる人家の郷にて、今の西仲町より東の方迄の町並なりしよし、當時は小鷹岡岩倉町は、大なる澤にて、灘町邊は皆海上なりしと云傳ふ、然るに弘治永祿の頃、町數も多くなり、次第に所も繁昌し、今は町數二十町にも及べり、飯の山は城内にありて、湊山の山に連る、古城の遺跡今に残れり、西の尾先を内膳んこ方するは、同時横山内膳居住しける所故なりと云ふ。

太谷村川竹島渡海の事

太谷村川両氏は、米子居住の者にて代々石の町人なり、子孫も町の年寄役を勤む、此の兩人は曾て竹島渡海の免許を得たり、元來彼兩は、日本の地を離るゝ事、遙遠にして、前々渡海するものなかりしに、彼兩人渡海の、利潤多きを考へ、元和三年の頃、國守光政公へ具上せり、光政公よりて武都へ言上有て、渡海を許し給ふ、夫より以來毎年竹島へ押渡り、海獵を爲そに、利潤を得る事多かりけり、然るに元祿五年に至りて、例の如く渡海しけるに、唐人數多群居て、海獵をなす、兩氏之を制すといへども、更に之を聞き入れぬのみならず、動もすれば暴力を以て抗抵せんとし、危き難に及ばんとするにより、兩人は是非に及むす、歸帆しけり、翌年又渡海せしに、今度は唐人大勢渡り居て、家を設け、海獵を盛にせり、兩人如何ともすることを得ず、依て計策をなし、唐人兩人を擒にして、召連れ歸帆す、かくて同年四月廿七日未の刻、米子へ着岸して、灘町太谷九右衛門方に唐人を入置き、其旨言上に及ぶ、清源公綱清聞召し、太谷村川、并に唐人を鳥取へ召寄せ給ふ、加藤郷右衛門尾關忠兵衛兩人仰せに依て、彼者共を召連れ參り、御吟味の上、東都に言上し給ふ、朝鮮國よりも、使を以て、彼島の事種々訴訟しける故、遂に彼島をば、朝鮮國に付けさせられ、太谷村川渡海の儀停止仰出されたり、是

より退轉して今に至り、渡島の者なし、去の竹島といふは、日本を離るゝ事遠くして、朝鮮へは近し、渡航の者、三四月頃、先づ隠岐國へ渡り、強き南風を待て、舳綱を解き、押渡るなり、島は隱岐國より乾にあたりて、海路百里ばかり、朝鮮へは無下に程近し、彼國の釜山浦へは、其間十八里、夜に至り彼島に火を灯もせば、其光燄に見ゆるとかや、夏の間は彼島にあつて海獵し、秋に至つて、けはしき北風を待て歸帆す、渡島の者行齡を限り、三十を越ゆる者は海上の風波を凌ぐこと成り難しとなり、島の形三つに分れ、嶽けはしく、境域も廣からず、人住居せず、巨竹喬木等茂生し、諸禽獸多く、魚鼈の類は、磯邊に群集して、産物足れる島なりとかや、又甘露の瀧と云ふあり、并に他に異なる井泉もありといふ、又此島に生むる猫、尾の形短く曲れり、今に至りて尾の短く曲たる猫を、竹嶋猫と稱するなり、又鮑さわめて大きなり、是を申鮑にするに、其好味なること類なし、岸に生茂る竹を焼めて、海中へ沈め置き、朝毎に是を浮ぶるに鮑蛤竹の枝葉に附くよど、宛も木の實の如しとかや、其外種々の産物ありて、因伯兩國はいふに及

はず、普く日本の利潤なりしに、渡航絶たるは惜みても餘り有り。

皆生住士の事

皆生の住士は、元來出雲の國主堀尾山城守忠晴の家人なり、寛永十年九月二十日、山城守三十五歳にて卒去あり、嗣子なきによつて家断絶す、之に依て家中の武士、各々他國へ分散す、中にも此の士等は、米子へ來り、領主荒尾但馬成利が許に遊客と成り、城下に住ひけること日久し、但馬之を憐み、興禪公へ懇願し、傍邑に於て、田地を割與へ、皆生の邑に差置きたり、爾來子孫累代此村に居る、故に世の人皆生士と稱する也、國の政事は米子役所よりして告せしむ、右の士都合七人あり、其内志賀谷に在るは、中頃より近郷の四日市村に居住しける故、今皆生に住する所は、樋口、服部、小杉、荒木、渡邊、五土也、荒木は中村忠一の家士なりしといふ、中村家断絶の後、漂浪して、年久しくして、遂に此の地に止まる、但馬より七士へ關田割與の時、出雲に於て、食知の高に應じて、配附するによりて、田地の町數多少有つて、同じからずとかや、樋口を上坐とせり、又皆生の近

郷、目角といふ所に、長井市郎右衛門といふ士居住せり、是は讃州の浪人にて、元祿年中より住し、自分に田地を集め食知となして、二代に至れり、然れども皆生并みには異るとかや。

一 倉吉 久米郡灘の郷にあり、今は城なくして、麓に屋敷を建つ、古城の号を打吹の城といふ、是當山の名也、建文中、山名伊豆守、當城を城き居る、師義の嫡子、讃岐守義幸、病身にて、甥の右馬守氏之、明徳の軍功を以て師義の襲封を續き、是より子孫累代連綿として、當城に居住せり、應仁の頃より亂國となりて、山名家衰微し、僅かに二三の郡郷を領してあれども無きか如し、終に大永四年に至つて、出雲尼子經久の爲めに滅亡して、當城は一片の煙となり、年を追ふて、市町社宮佛閣に至る迄荒廢し、古へ繁華の跡方もなく、弘治永録れ頃は、人家漸く三百余りれ邑里となる、山名の族に三郎氏豊あり、其後當地に居住して、一家を再興せんとせしが、天正八年の頃、河村郡の橋津川にて、吉川元春との合戦に打負け、因州へ連れ入りしが、同國氣多郡鳴瀧村にて討死す、以來爾以て當

地衰微せしが、天正十年の頃、近郷の諸城滅亡して所々の工商、自然と來聚して、家屋を造り、市町を並ぶ、今の岩倉町も其時に建つるとかや、羽衣石の南條家より重臣を置いて政令を、然るに慶長五年南條家滅亡して、中村伯耆守忠一當國一圓を拜領あり、重臣を此處の領主として治めしが、元和三年光政公當國の太守とならせ給ひ、此所をば老臣伊木長門に賜はり、古城の麓今の屋敷に住ひける、寛永九年御當家、就封し給ひて、荒尾志摩嵩就に此所を給はり、子孫累世今に至つて領主たり、其身は鳥取に在府し、組の士五十余騎、并に自分の家人數多を差置き、て守護し、東三郡の政事を管領す、古城の堀石垣等今に於て顯然たり。天主閣は、其前天正中吉川隆久、米子湊山に引移を故にや、米子の城をば久米の城と稱する也、領主の屋敷は中央にして、左右に士の屋宅連綿し、其外面には市町を置き、寺院は廓外に並立せり、地形東西に長く、南北に狭く、後ろは山嶺層周して、前は廣潤なる田畑あり、位置鳥取米子兩城の中央にて、軍國の固めに樞要の城と謂つべし、都て當城の合戦の次第、并に打吹山と名稱の沙汰は、古城の卷に記す。

越殿の事

當所越中町といふ町裏に、地境三百歩余りに見ゆる松林あり、今諸家の廟所なるが、是れを越殿と稱す、天正の昔羽衣石領の時、南條の家臣、山田越中が住居せし殿趾なりとかや、越中在住の時、郷民等此地を越殿と稱す、世の人終に字なし、今に稱し來れるなり、然るを俗誤てかうしん堂といへり、越中町といふも、山田が領せし處なる故なり。

茶屋屋敷の事

中町會所の小路、東の隅の屋敷をいへり、古へ此處に茶屋何某といふ有徳の町人、累世居住し、居宅華麗を尽くし、中村家の時代より、備前御代、御當家に至つても、代々此者巡見の山宿を勤め、其外公務をなすまゝあり、依之時の人民、お茶屋と唱えしとかや、貞享の頃、此者の家衰微して、終に跡方もなく成り、今は茶屋といふ号も知らざる人あり勝なり、近年は彼屋敷を五つ六つにわかち、商民多くとも居住せり。

花宮小路の事

座頭町の西傍の端の小町なり、何様故ある稱号なれども、云ひ傳えたる事もなし、昔此處に小さき神社あつて、花宮といふ巫居住する故、斯の如く稱するなりと、今は社の跡もなし。

關所藏の事

今沖田屋敷の後の山の端に有り、方六尺程の藏なり、當國前太守中村氏の老臣、依藤半右衛門、中村伊豆守兩人の、關所道具を收めし藏也、此兩人并に河毛備後守等、太守中村落城の時、金銀其外諸道具隠し置くこと露顯し、公聽に達し、慶長十八年十月十三日、駿府に於て御穿鑿の上、家康公に御勘氣を蒙り、同十六日、三人の屋敷破却仰付られ、此時の隠し物置さし所なり、依藤は生害し、河毛は内藤若狹守清次に御預けとなり、中村は追放と成り、駿河清見寺に馳け入て、剃髮をといへり、依藤も伊豆守も、當所の住人なる故、二人の關所物、一箇の藏に納むるとかや。其時の記録元祿年中の火災に燒失して、今はなし、年々の修覆は、

當所の町役なり、鍵は年寄役の者預かる、河毛は松崎の領主なりし故、關所藏松崎にもあり、兩所關所の檢使は、此所の御代官山田五郎兵衛といひ傳ふ、前々は巡見の衆、御通りの時は、藏改めの事ありしかども、近代は絶て其事なし。

山田五郎兵衛倉吉在住、并に安田綱右衛門家傳の事

慶長十四年、中村家退轉の時、當所は御領となりて、山田五郎兵衛御代官として居住あり、中村は浪人共、部落へ蟄居せしが、大坂陣の時籠城せしもの幾千なり、大坂落城の後、又當國へ立歸りし故、山田氏大命を蒙り、嚴敷詮義ありしと云ふ、河村郡穴鴨村に、安田茂右衛門といふ居民あり、此時の下知によつて、河村郡山中の事、惣て彼か家にて支配せしめらる、此節は安田庄三郎といふて幼少なれば、其母家事を行ふ、是によつて老母に下知あり、其書今に所持せり、此家の先祖を、安田綱右衛門と云ひて、名和伯耆守長年か妹婿也、其前々より、代々當所に居住し、今の茂右衛門迄、三十七代、連綿として相續す、先祖綱右衛門は、元弘の亂に後醍醐帝、當國船上山へ御登山の時、長年に従ひ、忠勤を尽くす、其後此山中

に隠れ住み、家富みて郷士となれり、十代も以前迄は、國中にても人に知られし身代なりしが、數度の兵火に、家系重寶尽く焼失し、家も衰微し、いつしか郷士の格も失せて、只其号を傳ふるのみなり。

池田光政公當國を領し給ひ、御國廻りの儀有り、此家代々此山中にあつて、賊亂を鎮むることを御感あつて、御恩賜甚だ厚かりしと云ふ、この庄三郎をば荒尾志摩嵩就に加冠せしめ、茂右衛門と改名し、以前の如く山中に置いて、鉄山鋼の事業を免許あり、今に至つて斷絶せず、此の家に近來迄、文庫硯を所持せり、紋に牡丹の花の詩繪あり、先祖綱右衛門妻、名和家より持參せしよしにて、代々家の重寶とせしか、火災にかゝり焼失せしとなり。

一 松崎 河村郡東郷にあり、古城累代の興廢、くはしくは古城の卷に記す、寛永九年 興禪公、當國就封の時、此處をを、和田飛彈守に賜り、在所とを、組の騎士家の重臣を置くよと、米子倉吉に準格して、今に至つて異動なし。

一 八橋 八橋郡菊里の郷にあり、本名を菊里といふ、古城を岩上山の城といふ、

委くは古城の巻に誌す、寛永九年、津田將監に賜り、古城の麓に屋敷を構へ、周りに侍の小路を割り當て、組の騎士に重官を置く事、松崎に同じ。

一 黒坂 日野郡黒坂の郷にあり、古城を鏡山の城と云ふ、委しくは古城の巻に誌す、寛永九年、福田和泉正に預けられ、組の侍を置く事、八橋に準す。

右の五ヶ所は、當國都會の地にして、市街戸々軒を並へて繁昌を、何れも數多の騎士在住して、國中の鎮護たり。

三朝温泉、并知久間氏の事

河村郡湯村にあり、湯壺の數十八九もあるべし、一ノ湯二ノ湯、入込として三ツ並ふ、一ノ湯御茶屋と稱し、國主より修造あり、一週りの湯代、銀壹両、前々よりの定めなり、湯の數多ければ、鍵と云ふ事もなく、人々自由に入浴すべし、春秋には自他國人群集し、頗る繁昌を極む、又此村より六七丁上に、砂原といふ村あり、此所の田の中に、湯泉湧出し、其の傍に大きな株木あり、依りて株湯と稱す、湯村の源の湯ともいへり、天正の頃にや、知久間某といふ侍ありて、當村を

領して、此の地に居住せり、今下の屋敷其跡なり、今は宮地となつて、知久間の廟あり、此人羽衣石の輿力なりしが、或時大瀬に於て、漁獵の事より争起り、南條伯耆守大勢の人數を押し向けて、攻寄せければ、知久間遂に亡命し、其子何某、十七歳なりしか、一方を切ぬけ、湯村の向なる^{ノヂメニ}遯谷に走り、助兵衛と云ふ百姓の宅に潜み、かくれ、一命を助かる、其後南條氏と和睦し、復湯村を領して、其の地に居住せしとなり。

湯關温泉、并にエグ芋の事

久米郡矢遣郷にあり、此湯は銀湯なるよしにて、漆瘡の類ひ特に相應を、湯壺三ツあり、湯の修造三朝に同じ、境地も畧三朝に同じく、山中なり、此村に弘法大師のエグ芋といふ芋生ず、昔弘法大師、此里を過ぎ給ひしに、或る民家にて、婦人芋を洗ひ居たり、大師之れを乞給ひしに、その婦人大師たるを知らず、吝みて、此芋はエグしと云ひ、詐りて參らせさりしかば、それよりして、此の所に生する芋、エグふして食ふに堪えざるに至れりと云ふ、今に弘法のエグ芋と稱すとなり。

刀鍛冶の事

一 安綱 大原五郎大夫と号す、河村郡大原村に鍛冶屋敷とて今にあり、此所に住居せしとなり、平城天皇の御宇の鍛冶にて、源家累代の寶劍、鬼切丸の作者なりと云ふ、安綱一心清淨の眞を以て鍛ひ、時の將軍坂上田村丸に奉る、田村丸伊勢の鈴鹿山にて、鈴鹿の御前と劍を合せし太刀なり、其後田村丸、伊勢太神宮に參籠ありし時、瑞夢に感して、此劍を奉納あり、然るに攝津守源賴光、勅を受け、丹州大江山の賊徒を退治の爲出發の時、神の御告を蒙り、彼の劍を下し給はり、それより酒吞童子を斬り、又和州宇田の郡にて、惡鬼を退治あり、是より鬼切丸と名つけ、代々源家相傳の寶劍となれり、新田左中將義貞越前の足羽アスハに於て戰死の時、此太刀を帶せられしが、將軍尊氏へ傳はり、累代相傳ふ、太平記には、會見郡の大原に鍛冶工なりと述へあれど、會見郡には、大原といふ地名なければ、河村郡の誤なり。

一 眞守 安綱が子にして、亦大原に住せり、父に劣らぬ名工にて、平家重代の

寶刀、抜丸木枯(小鳥歟)と云ふ太刀の作者なりとぞ、眞守子孫當國に住し、或は他郡にも散在し、國家一本に國に作ると云ふは久米郡小嶋の郷に住居し、名工の聞え高し。其餘名工數多あれど、今之れを畧と。

一 正綱 天正年中に鍛冶工なり、久米郡弓削村に住し、新三郎と稱す、後には受領して播磨大塚藤原正綱と云ふ、後には倉吉に住せしが、又米子にも移る、子孫今に播磨鍛冶といふなり、此人尼子の臣山中鹿之助の刀を打ちしこともありと云ふ。

一 廣吉 天正年中倉吉に住し、三田五郎右衛門といふ、其子三人家業を續く、今は太刀を打たず、庖丁薄刃其外農具の類を製す、道祖尾七郎右衛門廣賀と号し、八橋郡津原の郷に住し、子孫今に至る、是も今は刀工にあらず農具類を鍛つなり、廣賀は正綱同時の鍛工にて皆相州傳なり。

附記

(八橋郡に津原村なし、津原村は久米郡にあり、郡名の間違か、但し八橋郡に

國境并に驛路行程の事

- 一 河村郡小濱村より國塚迄、十三町廿八間、國境より因州氣多郡長和瀬村まで、三丁廿八間、
- 一 同郡川上村より國境まで、一里十七丁、國境より因州同郡桑原村迄、一里一丁、
- 一 同郡俵原村より國境滑石峠迄、九十七間、國境より因州同郡河内村迄、一里十二町三間、
- 一 同郡中津村より國境佐谷峠迄、拾二丁三十間、國境より因州同郡同村まで、一里四丁二十間
- 一 同郡鉛山村より國境大茅野峠迄、一里十五間、國境より作州西條郡上才原村迄、四十八丁、
- 一 同郡木地山村より國境人形山迄、一里七丁四十間、國境より作州同郡同村迄、二十二丁四十間、

此峠を人形山といふは、昔此山に大きな、蜘蛛有つて往復の人をなやますこと日久し、或人謀

を廻らし、木偶人を峠に立置き、犠牲の如くにして、蜘蛛を招きけるに、頓て来て是を喰はんとし
てある所を、遠矢にて射殺し、多年の難儀を退治す、此のいはれを以て、人形山と稱すといへり、
此峠のかたわら道に、打札越しと云ふあり、道筋も大にして、牛馬も往來す、人形山は殊に險路
なる故、多く此道を通り、打札越より作州へ、三丁程行けば、道の端に梅もどきあり、大木に
して、一抱えに餘る、其他大木あまた生茂る、

一同郡上田代村より國境長谷越まで、三十五丁四十五間、國境より作州同郡羽村迄、
一里四十丁四間、

一同郡大谷村より國境瓢單峠迄、十一丁三間、國境より作州同郡西谷村迄、四十七
丁六間、

一同所より國境樗毒見峠迄(原本に脱字あり)、國境より作州大庭郡吉田村へ、十九丁
五十九間、

一同郡四十曲村より國境四十曲峠迄、廿一丁、國境より作州同郡吉田村へ、三十丁
四十間、

一同郡湯關村より國境卒是知峠迄、一里廿九丁三十間、國境より作州同郡別所
村迄、廿三丁廿五間、

一同郡山口村より國境犬狹峠迄、一里三丁十八間、國境より作州同郡長田村へ、一
里三丁、

一同郡下蚊屋村より國境水越峠迄、八丁、國境より作州同郡上徳山村迄、一里七
丁、

一同郡助澤村より旗峠迄、三丁五十四間、國境より作州同郡上徳山へ、一里七丁一
間、

一同郡俣野村より國境迄、一里、國境より同所へ一里廿一丁二十二間(原文ノマ、)

一同所より國境阿奈峠迄一里、國境より作州真嶋郡新庄村へ、二里十八丁、

一同郡板井原村より國境四十曲峠まで、廿八丁四十八間、國境より作州右同所迄
十八丁四十五間(原文ノマ、)

一同所より國境三坂峠迄、三十丁五十三間、國境より備中阿賀郡山奥村迄、廿六
丁三十三間、

一同郡秋繩村より國境筵峠まで、廿四丁、國境より備中同郡井原村へ四十四丁廿間、
一同郡門谷村より國境明智峠まで、廿七丁、國境より備中阿賀郡花見村まで、廿
七丁廿間、

一同郡中菅村より國境蓑花村まで、廿五丁四十六間、國境より同郡同村へ四十丁五
十七間、

一同郡神戸上村より國境歙峠まで、三十三丁十四間、國境より同郡實村まで、十一
丁十五間、

一同所より國境奥山峠まで、(此間原本脱字)町三十間、國境より備中哲多郡釜村へ十
一丁廿九間、

一同郡駒崎村より國境谷田峠まで、一丁廿八間、國境より備中右同郡同村へ、二
十丁三間、

一同郡下道場村より國境茶屋峠まで、九丁十四間、國境より備中同郡高瀬村まで、
廿六丁廿六間、

一同郡飛時原村より國境高領峠迄、八丁二十間、國境より備中同郡同村へ三丁五
十二間、

一同郡大坂村より國境木谷峠迄、十四丁二十一間、國境より備中同郡木谷村へ、一
丁四十間、

一同郡野組村より國境鑰掛峠迄、一里十八丁、國境より備後奴可郡小奴可村迄、一
里九丁十八間、

一同郡新屋村より、出雲仁多郡坂根村へ廿六丁、

一同郡上萩山村より國境萩山峠まで、十五町、國境より出雲仁多郡樋口村へ一里、

一同郡上阿布緑村より國境万歳峠まで、十丁、國境より雲州同郡竹島村へ廿五丁、

一同郡砥波村より國境比田峠まで、十六丁廿二間、國境より雲州能義郡東比田村
へ、三十五丁、

一同郡奥栗谷村より國境坂原峠まで、十二丁三十二間、國境より雲州同郡小竹村
へ十四丁、

一同郡榎垣より國境長江畔迄、十三丁、國境より雲州同郡赤尾村へ、一里十二丁、
 一會見郡信賴村より、雲州同郡源山村へ、廿七丁廿間、
 一同郡伐杭村より國境伐杭畔迄、四丁十間、國境より雲州同郡福富村へ二丁四十間、
 一同郡絹屋村より國境佐斐島木迄、八丁三間、國境より雲州同郡市中村へ、廿丁廿
 間、
 一同郡猪小路村より國境二重島木迄、八丁三間、國境より雲州同郡母里村迄、廿二
 丁、
 一同郡柏尾村より國境迄、廿三丁廿間、國境より雲州同郡宮内村へ、一里廿九丁
 四十間、
 一同郡古市村より國境迄、十七丁八間、國境より雲州同郡加須原村へ、三里八間、
 一同郡新山村より國境關山島木まで、廿五間、國境より雲州全郡安田關村へ、十二
 丁廿間、
 一同郡陰田村より國境まで、三丁十四間、國境より雲州同郡吉佐村へ、十三丁、
 國境都合四十三口、因幡口四、美作口十三、出雲口十五、備中口十、備後口一、

因州鳥取より米子迄行程

一鳥取より高草郡堺迄、十四丁三十四間、
 一高草郡堺より同郡安長村迄、廿五丁六間、
 安長村より吉山村へ、七丁三十六間、
 吉山村より湖山村へ、十一丁、
 湖山村より伏野村へ、一里五丁十間、
 伏野村より内海村へ、十一丁三十間、
 内海村より小澤見村へ、十三丁、
 小澤見村より氣多郡境迄、五丁五十間、
 同郡境より母木宿へ、廿丁、
 母木宿より濱村へ、十九丁十五間、

濱村より姫路村へ、三十丁十五間、

姫路村より芦崎村へ、廿七丁三十間、

芦崎村より青谷村へ、三丁廿六間、

青谷村より井手村へ、四丁四十五間、

井手村より長和瀬村へ、十丁十五間、

長和瀬村より伯耆境迄、三丁四十間、

因州里數六里十二丁六間

伯耆境より河村郡小濱村迄、十丁、

小濱村より石脇村迄、八丁三十間、

石脇村より泊村へ、九丁廿四間、

泊村より宇野村へ、一里四十五間、

宇野村より湊宿へ、十八丁五十間、

湊村より長瀬村へ、十五丁三十二間、

長瀬村より久米郡境迄、七丁、

久米郡境より君坂村(國坂か)まで、十八丁卅間、

君坂村より八橋郡境迄、廿八丁四十間、

八橋郡境より西園村まで、十五丁廿四間、

西園村より由良村へ、十六丁廿四間、

由良村より妻波村へ、六丁三十間、

妻波村より大谷村へ、廿一丁三十四間、

大谷村より大塚村へ、九丁三間、

大塚村より八橋宿迄、廿五丁三十三間、

八橋宿より赤崎村まで、廿五丁廿間、

赤崎村より籠津村迄、廿三丁卅間、

籠津村より赤坂村迄、三十一丁、

赤坂村より汗入郡境迄、廿四丁十五間、

汗入郡境より逢坂村へ、五間、
逢坂村より御厨村へ、一里十一丁四十六間、
御厨村より富長村へ、十五丁五十五間、
富長村より福尾村へ、廿四丁十八間、
福尾村より國信村へ、十丁四十六間、
國信村より上万村へ、六丁五十間、
上万村より淀江村へ、廿丁五十九間、
淀江より會見郡境迄、廿三丁十五間、
會見郡境より佐陀村迄、十九丁三十五間、
佐陀村より日吉津村へ、十二丁廿間、
日吉津村より今村へ、三丁、
今村より米子迄、廿丁四十間、
伯州里數拾五里拾八丁三十三間

因伯里數都合貳拾壹里三拾丁三拾九間

山の事

大山 汗入郡 船上山 八橋郡 美德山 河村郡

是を伯耆三嶺と号す各社閣の卷に記す

昆波山

此山雲伯の塚にあり、伊弉諾伊弉册二尊の廟ありといふ、されど今何れの山を指していふ事を知らず、御廟の跡も見えず、舊事記曰伊弉諾伊弉册の尊雲伯の境昆波山陵と云々、日本紀には紀州有馬山を昆波山と述ふ、今按るるに太古國境つまびらかならぬ時、雲州能義郡日南郡に日南山といふあり、山の上に陵あり、即ち伊弉諾伊弉册の尊を葬る、神陵なる由、古來相傳の説あり、此山の竹を以て杖を製すれば、薑蛇敢て近寄らずと云ふ、疑らくは昆波は日南の訓意にて、此地正しく神廟所在の地にて、上古は雲伯の境なりしにや、
高靈山 汗入郡にあり、俗にかわら山といふ、

川の事

日野川

日野郡より會見郡に流れ出る川にて、下流幅凡そ百六十間餘あり、常は二瀬なり、國中第一の大河なり、湊は海池村の下にて海に入る、今津川

今津川

同郡高杉の郷より出て、今津村の下にて海に入る、

淀江川

汗入郡宇多庄より出つ、下流幅九間余り、橋あり湊は淀江町の下、

阿彌陀川

大山の麓より出つ、下流幅十五間餘、富長村の下にて海に入る、古來傳ふ此川より阿彌陀佛像出現ありて、大山に安置す、今のあみだ堂是なりと此故を以て阿彌陀川と稱そ、俗にあんだ川と云ふ、

奈和川

大山の麓奈和庄より出つ、下流幅十間余り、步行して渉るべし、御厨の下にて海に入る、

逢坂川

大山より流れ出つ、汗入郡前谷村の下にて海に入る、步行渉りなり、

胄川

八橋郡中山郷一の谷より流れ出つ、胄村の下にて海に入る、步行渉りなり、下流幅十三間餘、此川古へ胄川と云ひしを、後世に至り甲の文字を充て後誤まりてキノエ川と云ひ傳へたるなりと、

黒川

同郡筥津川の事なり、大山乃記に西の郷一、谷の流なり、此川を黒川と稱るは、元弘の昔後醍醐帝の御船、楠丸の入りし所なりと云ひ、御船入りしより後、此の川筋の石黒くなりしとて、黒川と稱すと、幅下流十四間余、殊の外急流なり、筥津の下にて海に入る、

一本に云ふ此川を胄川と云ふ事は上古天照大神出雲國よ重幸の時に八重垣浦にて素盞烏尊の退治ありし八岐の大蛇が女蛇の仇を報んと追かけ此川に來て水をせきとめ數万の胄武者と化して現る此時神の「千早ふる神代もさかぬ胄川」の詠ありしに妖邪消散せりとよりて胄川と名く云々

荒井川

同郡上ノ郷より出つ、下流幅十一間余、八橋の下にて海に入る、
加勢蛇川
同郡古布庄より流れ出づ、幅十四間餘り、大谷村の下にて海に入る、此川のいわ
れ前に記す、

天神川

久米郡河村郡の境を流る、久米郡櫻の郷、矢遣郷、北の郷、三谷の流れ、河村郡
竹田ノ庄、小鴨郷(鴨の郷の誤歟)、三朝ノ郷、此三谷よりの流れ、上井村の前に
て會合して、一筋となり、江北村の下にて海に入る、下流幅百三十間餘、因幡街
道渡りを天神の渡といふ、舟渡なり、洪水の時は、長瀬江北兩村より人夫出つ、
又上井村にも舟渡場あり、倉吉と因幡と往來の街道なり、

化粧川

八橋郡赤崎村の西の端に、川幅十歩に足らぬ小川あり、此川の謂れ古城の巻に記

す、

橋津川

河村郡東郷の山より流れ出て、東郷の池を通して流れ、橋津村の下にて海に入る、
以上川筋十三、悉く南より北に向て流れ、海に注ぐ、其外枝川數多あり、委しくは
記さずと雖も、皆以上の川に注くなり、

池の事

東郷池

河村郡東郷松崎にあり、當國無二れ大湖にて、風景絶佳なり、周り三里余、十二
ヶ村落之れを圍繞し、近岸處々神社佛閣薨を並へて建てり、

原の池

同郡原村にあり、俗にさわりの池といふ、昔まの池に大蛇棲みたる所とて、際立
ちて百歩余り地形高き所あり、又池邊に杜若生ず、花特殊に美事なり、

嶋の池

八橋郡島村にあり、久米郡との境にあたる、

由良ノ池

同郡由良村にあり、昔此地に赤松某と云ふ者ありて、夫婦の間に一人

赤松ノ池

汗入郡大山領、赤松村にあり、昔此地に赤松某と云ふ者ありて、夫婦の間に一人の女子ありけるか、此の女容貌美麗にて、父母寵愛厚かりけり、或時父母に誘はれて、此池の邊に來りて遊ひたりしか、父母に向ひて言ひける様、我れはもと蛇身なり、故ありて暫く人體に化生せるも、今もこの身に立返るべき時至れり、幸に此池水清淨なれば、我か棲むに屈強の場所なり、年頃養育の御恩忝けなし、永く我か家運を守るべし、我を念せむものは、供養に山椒を池の中に散し給へどて、直ちに池に飛入り、平地を行くが如く、池心の所にて、忽ち大蛇と化し、其の儘水中に没し去りぬ、父母驚き悲嘆それども、取還らすべくもあらず、泣くく家に歸りたるが、其後池の邊りに小社を建て、其の蛇を祀りけると、今赤松大明神

是なり、一説に此の娘十八歳の時、大山の稚兒を見そめ、戀したひけれども、其心を遂ぐる事を得ず、鬱念のあまり、赤松の池に身を投げ、忽ち蛇体となりて、大山に登り、彼の稚兒を取つて池の中に入るといへり、今に至て、村の民、此神靈を祈り、願立するには、山椒を池中に散じけるとなり、

國の土産の事

古記に當國の産物は、鉄、熊膽、黒皮茸 大山、熨斗 米子、此の四品を誌るせり、

河村郡土産の事

東郷湖ノ黒鮒、竹田谷ノ鞘木、吉尾ノ松茸、神倉ノ石茸、中津ノ山葵、中津ノ葺板、三徳山の石楠花、鎌田の梨子、

本文此項れ末尾に中津の謠曲の事を載せ、蓋寺院若しくは古城の巻の末尾に記すべきものなり、故に此に載せず、

久米郡土産の事

倉吉の吉田細工

因州鳥取備前岡山播州姫路此三地共にあり

端午の節句幟の出しに、檜物屋の設ける片面の武者人形（木偶）の細工など、是を吉田細工といふ、輝政公三州吉田に御在城の時、勝ち軍の有様を寫し、端午の節に、家毎に軒下に飾るべしと、仰出されしが、四月下旬の事故、俄に調へ難かりしよつて、古城の圖、城郭人馬、山川草木までも、片面に作りて、飾りしと云ふ、それより、吉例と成りて、今に至り、是を作る、此細工他國（備中播磨を除く）にはなし、此技當所倉吉の工人、殊に妙なり、其の昔吉田城下にて、造りし故に、吉田細工といふなり。

同所南殿櫻

今沖田屋敷の山端にあり、或人云ふ、此花彼の紫宸殿の、右近の櫻と同種なる故、南殿櫻と稱せるなりと、尤も古木は枯れ、今有るは花の色白し、いかにも大輪なり、

同所隆泉寺の水土、不動瀧のへき石、
岩倉山の杜鵑花、

昔新藤熊澤の兩人、此杜鵑花を愛せしが、それより諸方に弘まりし故、両氏を以て花名に冠せりと云ふ、

八橋郡土産の事

船上山の梅、叶市蜜柑、大塚若和布、松ヶ谷米 魚品

汗入郡産物の事

大山蓬、同所皮茸、同楊枝木、龜甲村菴木、
龜甲村の萩菴木によしと、諸國に沙汰す、往古伯耆の國と改号の事、白龜出現の事に由れり、而して白龜の出でしは、此村に在りしとなり、然るに今龜甲と云ふ村名なし、蓋し年久しくして、村名を改めたるによるか、龜甲菴、會見郡四日市村にある菴、今に好古の人々の珍重する所なり、

會見郡土産の事

備前國吉田郡

備前國吉田郡

米子の鰯、鱒、同所生綿、神田濱の松露、同霜茸、水晶、蚊屋蘿蔔、長砂女夫堤鯉
鮎、日吉津鯛、目角大谷西村大竹、八幡ウグヒ、尾高芹、阿島屋根石、
此阿嶋村に、往古長者住けるか、其の屋敷傳へて長者原といふ、此地より出る石
色紫青なり、

日野郡土産の事

鐵、熊膽、印賀鋼阿布縁の土を以て吹く、溝口煙草、黒坂豆腐皮、宮内温石、下安井皮茸、

伯耆民談記卷之四

目次

- 倭ヤマト文フミ神社
- 波々伎神社
- 志津神社
- 國坂神社
- 宗像神社
- 大神山神社
- 惣社神社
- 國山八幡宮
- 神宮寺
- 北野天神

安樂寺
 大宮大明神
 桂男山八幡
 餘子大明神
 粟島大明神
 日吉津神社

伯耆民談記卷之四

神社の部

案するに、當國の神廟、延喜式に載する所、六社也、其他の祠社多く有て、往古より連綿として相續せし所に、大永四年、尼子經久當國へ亂入の時、兵火に災を蒙り、大半亡失して、古來相傳の譜録神實等、皆灰燼となる、當時國內戰亂ありて、頻りに干戈を動かし、亂臣賊子虚に乗して、神領を没し、什物重器は尽く掠め奪ひける故、昔時隆盛の神廟も、徒に退轉して田園となり、漸く礎石に痕跡を遺し、空しく神号を、村名と共に稱するのみなりしが、後年に至りて、尼子經久當國を管領して、漸く再興を企て、舊領を寄附すること多し、其後又毛利輝元の屬國となり、吉川駿河守元春、西三郡の鎮撫として古來の社園を再興有り、東三郡は羽衣石の南條伯耆守元續の領地なれば、是亦再興少なからず、慶長の頃より、中村伯耆守忠一、當國の守と成つて、普く修補を加へ、神威漸く盛んなり、寛永九年より、御當家管領と成り給ひしより、絶えたるを繼ぎ廢れたるを興し、或は

領地を寄附し、荒廢を修造有つて、昔時の名跡全く備はりぬ、風教化育の徳仰きても餘りありといふべし、

延喜式の六社

倭文神社 波々伎神社

志津神社 國坂神社

宗像神社 大神山神社

是を式内の神、伯耆六社と号せる也、餘の神社は式外の神とて、本所八神殿に残る神社なり、六社は、醍醐帝の時、延喜五乙丑年、山城國愛宕郡、如意の峯神祇齋場の所より、御神体を由緒に付て此國へ奉鎮し、國內擁化の尊廟なり、延喜の頃より、凡そ九百年も近き星霜を經れ共、連綿として、今に至るまで退轉とるこ
となく相續す、不思議とも謂つべし、

一倭文神社 河村郡宮内村、社領四石九斗二升

一宮神社と号し、當國の一宮なり、祭る神は大己貴命乙姫下照姫の命にして、攝

州東成郡比賣許曾神と一跡なり、和歌の大祖三神の一也、下照姫此地へ鎮座の事は上古雲州神門郡より、此山に遷座ありといへり、當社に残る五社は勸請して神閣をうつし、當社は國の六社乃惣廟なりとかや、年中に七度の祭事あり、御輿御幸の事今は無し、古は御幸もありしとて、其所を今新宮と稱し、二丁四方に余る境内なり、昔は正神主ありて、禰宜職社人も多くありしといへり、今以て宮内村には坊舎の跡あり、今の社職荒井氏は、本は小鹿谷、桂男山八幡宮の社職なり、然るに當社の神職自然と斷絶せし故、國命ありて荒井氏一の宮に神職となり、桂男山を兼帶と、今禰宜職は一人あり、前田兵庫といふて、藤津村に住居す、此前田は古代より禰宜職たる由、往古一ノ宮の正神主は位階なきとて、其時の口宣今に残りて、兵庫が家に所持をといへり、古へは社領千石の御朱印地にて、武將より代官として、貝屋勘左衛門、青木與三衛門兩人、長和田村に居住し、専ら神社の事を支配す、今に於て長和田村の民家に彼子孫多くありといへり、天文年中尼子家より造營あり、七十石を寄附せられ、其後南條亦是に續く、其後社領減少し

て、近代四石九斗二升となる、前々は御朱印地なりしが、慶長以來國印となれり、然る故にや、神領の分今に國主より改田の沙汰無しと云へり、今寶殿は方(原本文字欠く)四面なり、御社の鍵をば、宮内村の百姓吉右衛門と云ふ者、由緒有りて代々持ち來りしか、彼の者家難毎度ありて、神慮を恐れ、社職の人へ渡し、今は荒井方へ納る、又什物の内に、古るき額あり、勅筆の由相傳ふれども、何れの朝といふ事分明ならず、然るに今代の社司、此事を吉田二位兼敬卿へ告て、穿索有りしに、勅額紛れなき由本所に於て命を蒙る、
額寸法曲尺にて、豎二尺一寸八歩
横一尺四寸六歩

(文字彫り有れども字体不分明)

鎮座の山は、東郷の湖上御冠山と号す、斯く稱する事は、社殿は麓に有て山嶺社上に聳へたるか故に、御冠山と号するとかや、俗に宮内山と云ふ、氏子の人禽獸の肉を食はず、押て食むる時は、忽ち病腦を發すといふ、懷妊の女臨月に及ふと

いへども、腹帶を用ゆることなし、是れ當社の神秘なるよしに傳ふ、

一波々伎ノ神社

河村郡福庭村

五社大明神と号す、祭る所の神は、大己貴尊の御子事代主神也、此尊は神武神通在し、或時は八尋の鰐と化して、三嶋の溝掛姫に通し給ふ、又常に釣を垂るゝ事を好み給ひしとなり、

大和國高市ノ神社、出雲國三穗大明神と御同體の神なり、

一志津ノ神社

久米郡志津村

志津大明神と号す、祭る所の神は事代主の神の御弟にて、武御中命なり、信州諏訪大明神と一體の神なり、

一國坂ノ神社

久米郡國坂村茶臼山

四ノ宮大明神と号す、祭る所の神は、少彥名命にて、京都五條の天神と一體の神なり、日本記に曰く、高皇產靈命の皇子なり、下界に降りて、大己貴命ノ掌中に入る神故、大己貴命の御子孫と云々、

一宗像ノ神社

會見郡宗像村

祭る所の神は、天稚彦命なり、此命は天照大神の勅使として下界に降臨し玉ひぬ、大己貴命の姫下照姫を娶り、名無雉を射殺し給ふ、依之大己貴命の神系に入と給ふ也、

一大神山神社

會見郡尾高村

二、宮大明神と号す、祭る神は^{アジスキダカヒコ}味高彦命にして、下照姫御同胞の神也、容顔華麗映三千二岳、(原字の通り)玉ふ、^{アモナラヤ}阿妹奈屢夜の神詠あり、日本記に見えたり、

惣て六社の神、素盞男命の御子孫、大己貴命の御子とかや、

一惣社大明神

久米郡國分寺村

祭る神は大己貴命にして、雲州杵築に日隅の宮と一跡なり、文武帝の朝に、諸國を改替有て、國府に一社一寺を建て給ふ、當社即是なり、諸神惣滿の意を以て、惣社と号すと也、

一國山八幡宮

汗入郡國信村

祭る神は神功皇后なり、貞觀年中當所に鎮座あり、御船に召れ此村の湊より上り玉ふ、着岸の地を舟磯と云ふ、此時御旗の立ちし所を、幡峰(峰)の字疑ふらくは鋒の字ならんかと云ふ也、國山と号するは、國法を治め民を守り玉ふ神鎮座の山なる故、斯の如く稱する也、村を國信と稱す、又左右に連なる里を末吉末長といふ、末世に至る迄の神の徳を仰きて末吉と号し、神威の替らざるを祝して、末長と稱する也と、永録天正の兵亂に、宮殿炎上して累代の神寶社記録、盡く灰燼となる、今有る所の社記に曰く、右大將賴朝公、建久二年當社再興、佐々木四郎高綱是を勉むと書きたり、又社の傳説に、賴朝公再興といへども、實は佐々木建立といへり、されど予案をるに、佐々木四郎高綱は、賴朝平家を滅ばし、關國割與有る時、初め土肥の杉山合戦の時、與國の約束違變により、高綱之を憤り、出家を遂げ高野山に蟄居せし由、古來傳ふる所分明也然れば建久二年に當社建立れ事あるべからず、是は雲州尼子式部大輔晴久當國を管領したる時、再興せられ、尼子佐々木同姓なれば右の如く傳ふる事なるべし、都て當國の神社佛閣、尼子氏の

造營多し、世俗誤て佐々木高綱と云ひ傳へしと見へたり、當社退轉數度に及びたるに、天正の頃吉川駿河守元春、再興あり、其後中村伯耆守忠一の時、社頭美々敷造營有つて、社領百二十石を寄附せらる、此時より神祭神事修行せり、古へはやぶさめ神事共も有りしにや、馬場的場の趾今において分明に遺れり、

一神宮寺 同村禪宗

昌久山と号そ、古寺の跡は少し傍に有り、宗旨も眞言なりしか、今は別當とても無く、神宮寺と稱するのみなり、舊記什物等も、戰國の時焼失して傳はりたるものもなし、國花万葉集に述ふる所は、河村郡に於いて寺領四十石とあり、然れども當寺は往昔より、汗入郡國信村に有つて、國山八幡宮の社僧なり、

一北野天神 久米郡北野村

當社は皇都北野の天神を勸請せし御社也、故に名も北野と稱するとかや、一旦、彼の大永四年の兵火に焼亡したりたるが、天正年中に尼子晴久再興あり、然るに享録巳丑年又々野火社頭に及び、神寶記録尽く焼亡す、安樂寺の住僧正受院榮呂

是れを悲み、天正八年に神閣及内殿を新たに造營せり、元祿二年當郡の流人、里見安房守忠義方三閭の社宮を建つ、夫より相續して今に至れり、

一安樂寺 同村

今は寺無し、寺号のみ残りて、纒かなる觀音堂の草堂あり、右安樂寺は社頭より少し間合あり、今に其跡顯然と残れり、

一大宮大明神 久米郡大宮村

當社は應永中、京都下加茂を勸請して小鴨大明神と稱せ、岩倉城主小鴨家代々尊敬、他に異なる故に、岩倉隆盛の時は、春秋二度の神事盛に行はれて、社頭も美々しかりき近村に市場といふ所あり、大宮二度の神事前後七日の牛市を此村に繼せ、遠近の民群集して、牛馬を賣買せしとかや、天正十年五月岩倉の城、吉川元春の爲めに滅はされて、城主小鴨元清羽衣石へ落ち往けり、此合戦の前に小鴨の家來拾貳人、當社へ祈誓し連名に書きたる一札、今に寶殿にかけ有り、其板中高にして人の如く、巾七寸程長さ一尺七寸余りに見ゆ、名乗り一字は判にかゝり字姓分

明ならず、板の書き様左の通り也、

小嶋左衛門尉元清近侍の者

北村甚九郎綱判

尾崎三郎次郎正判

横田彦四郎清判

杉森喜右衛門家判

戸倉彦五郎綱判

成相加助吉判

舟原彌三郎成判

北村文次郎綱判

日野勘五郎清判

石川又三郎清判

高柴彌五郎久判

安部助太郎貞判

右衆中於席に申合儀相違有間敷候何程の義候共互に見捨申間敷候此旨僞るに於て
は大明神殿之可蒙御討者也仍而如件 敬白

天正壬午五月五日

此合戦五月廿五日の事なり、遂に岩倉落城して、拾二人の士も討死す、此時落城
して其後繼なし、合戦の事は古城巻に記す、

一桂男山八幡宮 河村郡小鹿谷

社領五石九斗七舛八合

往古より傳はりたる神社なり、中頃兵火によつて、什物記録なども今はなし、社
領は古よりの圭田也、

一餘子大明神 會見郡濱目境村

祭神 (原本此一節缺く)

一粟島大明神 同郡粟島村

祭る神二座、大已貴尊、小彥名命なり、釋日本記を引伯耆風土記に曰く、相見郡々家、西北有餘戸一里有粟島、少日子命時粟莠莠實離々たり、即ち載粟彈かれて、渡常世國一ゆへに粟島といふと云々、

一日吉津神社 同郡日吉津村

社領十一石九斗六升一合

祭る神ハ天照太神なり、日吉津大明神と号す、蚊屋の庄、十八ヶ村の大神にして、四季の祭禮年に廿一度あり、

末社 八社

道祖神

日讀命

月讀命

風ノ宮

齊明神

奉伴神

八幡宮

若宮

本社共に九社なり、本社は方三間、拜殿二間四方、隨神門、神樂殿、御供殿有り、

華表は、表裏に建つ、當社に往古より鹿の神秘あり、毎年季に幾度といふ事を限らず、何國ともなく鹿來て、社内に參る時は、海中に臨みて身を潮に浸すよと人間の垢離にひとし、夫より社前に詣るとかや、暫らく社前の森に在る時は、社司供物を供へ、饗應して八子山といふ所に送る、是れ當社の神秘なりといへり、當社の氏人毒虫の害なし、 代々社領濱田二百石余

天文十四年 豊信在判

永錄十年三月廿六日

杉原播磨守盛重在判

天正十九年十一月廿日

四十五石三斗七升七合

香引雅樂之助在判

慶長六年七月 日

十一石九斗六升一合

中村伯耆守忠一在判

寛文六年十二月廿八日

御 當 家

[Faint bleed-through text from the reverse side of the page, including names like 山田八幡宮 and 賀茂皇太神宮.]

伯耆民談記卷之五

目 次

- 山田八幡宮
- 賀茂皇太神宮
- 久米八幡宮
- 楫取大明神
- 氏 殿 權 現
- 伊勢太神宮
- 樂々福大明神
- 樂々福大明神
- 樂々福大明神
- 樂々福大明神

生山八幡
 稻倉大明神
 高杉大明神
 馬場八幡
 天満社
 住吉大明神

伯耆民談記卷之五

一山田八幡宮 久米郡八幡島村

祭る神は岩清水八幡宮なり、古時當所の領主山田山城守、京都より勸請し奉る、以前は此地を山田と云ひしが、此神を鎮座してより八幡村といふ、社の傍に一の梵鐘あり、其銘に曰く、

大日本國山陰遺伯州久米郡北條郷山田八幡宮推鐘此鐘者平司舍兄左金吾紀秀員法名真觀在主之時以所蓄量之用途所奉鑄也仍大願主紀秀員真觀

弘安六年癸未三月十五日

或記に、當社は後一條帝の朝、寛仁二年上總之介平忠常の造營に係ると云ふ、忠常ハ東國の人、何ぞはるく、當地に神社を造營する事あるべき、其説信をるに足らず、防州岩國の領主、吉川氏の家人、山田何某は、昔時當地の領主たりし山田氏、末葉なる歟、家に舊き傳記を所持せり、其の文に

承平五年伯州山田別當下向八幡大菩薩奉遷

當所号開發願主此子孫により山田を以て氏とす云々

此記と鐘の銘と照し見れば、山田氏の造營たるや明かなり、山田家承平の頃より、

天正年中まで、連綿として續きたりとせば、誠に久しき家柄なり、合戦の事は

別に古城の巻に述ふ、當社は曾て炎上によりて、古き神寶記録もなし、元和の頃、

當國の流人里見安房守忠義、造營の棟札あり、

一加茂皇大神宮 久米郡倉吉神坂

祭る所の神は、別雷命なり(社領三十石)明應年中皇都の上加茂より勸請して、倉吉惣

廟の神とぞ、此地を神坂と号する事は、天孫鎮座の神路なる故とかや、社地を二

葉山と云ふ、神歌に

坂のはる賀茂の二葉の川上を

思へは久し代々の神籬

貞享三年丙寅九月十一日、神輿御幸の神事を行ひ大祭あり、今に及ふまで退轉な

し、享保六年社職吉田法躬、本所吉田二位兼敬公へ懇願し 正一位の神階あり、

此年より御田植の神事ありて、毎年四月酉ノ日は是を行ふ、専ら本所の祭事に準す

とかや、當社の神秘とて雷除の守、并に矢止の守を出す、惣て當國に、加茂は神

廟三ヶ所あれども、右二品の守を出す事は當社に限れり、是れ往古よりの傳來な

り、當社奉鎮より年月遙かに經たりといへども、かつて此の地に雷の落ちたるこ

と無し、元文元年御當家へも 雷除の守を差上げ奉る、又社内に星石と号し、一

つの石あり、貞享年中空より降て、半ばは土中に埋む堀り出して見るに、其形丸

長にして、雞卵の如く、色青く長さ一尺八寸餘り、巾八九寸もあるへし、古記に、

星落ちて石と成るといふ事によりて、星石と号する也、又鳥居の下に一つの古井

あり、請先れ井といふ、(一本清先といふ)俗に夕顔の井といふ、古へ此の井に、大

きなる夕良ありて、天妃是に便り、再び天上すと云ひ傳ふ、(陰徳太平記に伯州神

坂に一の井ありシラニホ白木綿して垣結廻し置く)と云ひしも、此清先の井の事なるべき

か、當社殿建立は山名家なり、其後尼子の領と成つて、天文年中尼子晴久再興あ

しりと、又中村伯耆守忠二の時、當社と久米の八幡へ、神領高四十八石三斗八升四合寄附あり、證札今に社職の方に所持す、依之役人常家長右衛門、三田善八、田村市兵衛、石川茂兵衛、四人の連名にて、宛は神主喜兵衛、三月廿七日と認めあり、御當家の領國と成ては此處荒尾家の持分として、當社も彼家より修復を加ふ、享保十六年、荒尾志摩勝就、領三十石を寄附せ、同十七年山井彈正少弼、菊桐の金紋の大灯燈を奉納あり、此の少弼は近衛殿の近族の人なる故、此紋を赦されしなりといふ、慶長寛文の頃迄は、當社職を大山の會式には登山せしめて神樂を奏せし事なりしか、今はこれ無し、中村家の老臣横田内膳より、大山一ノ神子免許の證札有り、其文に曰く

大山權現前一ノ神主其方へ申付候間前代の通り守護可有之者也

横田内膳正村詮判

三月廿四日

喜兵衛殿 但馬神子

一久米 八幡 久米郡生田村

祭る神は、仲哀神功應神此御三座を鎮祭して、末社には武内宿禰を置き、文明の頃、始めて御舍造營、其後尼子の臣、伊藤加賀守再興す、慶長年中に、中村忠一より、社領高拾二石七斗一升寄附せらる、証札今以て社職是を所持す、倉吉の西部并に近村中の氏神として、八月放生會國風の祭を行ふ、社内に証文一通あり、

一楫取大明神 汗入郡御厨

祭神は經津主命也、元弘の昔、後醍醐天皇、隱岐國知夫の浦より、當國名和、湊へ御渡りの時、守護せし船人は、此神の權化なりしと云傳ふ、

一氏殿 權現 同郡坪田村

社領二石二斗八升四合

當社は、名和伯耆守長年公を祭れる御社なり、長年公屋敷趾より、三丁余り隔たり、今の神殿は國府の土、大久保番右衛門寄進ありしと云ふ、

一伊勢太神宮 八橋郡上伊勢村

社領四石五斗

神代の昔、天照太神出雲國へ御幸ありしが、既にして還幸の時、八橋郡中山の川に於て、御弟の素盞男尊、出雲八重垣浦より退治し給ひたる、八肢の大蛇の妻蛇仇を報ひんとして彼の川邊に有る石を、数百万の冑武士と化變させ、関をつくりて楯向ふ御供に列し給ふ神川邊に進出て一首の神歌あり

千早振る神代にさかぬ冑川からくれないも白ろくなるまで

と詠み玉へば、數万の邪兵八方へ散亂す、是より此渡りを冑川と稱すとかや、大蛇の妻無念に思ひ、雲州八重垣に住する蛇を伴ひ來り同郡上伊勢川にて再び戦はむとす、太神宮此の川邊の高柳といふ株木の元へ鎮座ありて、蛇に向ひ給ひ、汝等何程の妨を爲すとも我に敵せん事能ふ可からず、今退治せん事安かりつれども、非類なからも夫をしたひ、友をおもふの情厚く、一命をかけて是迄追ひ來る、情のやさしけれを、命ばかりの助遣はさむ也、二ツの蛇の心をなくさめん爲め此渡りを加勢蛇川と号せし、必ず執心を絶てよとて、一首の御製を下し給ふ、

つまおもひ友をたのみてひのぢかけ八ッ橋こえて來たるかせい蛇

此神詠によりて、二ツの蛇忽ち失果たり、八ッ橋越てと有るは、上古雲州八重垣の浦より、此川迄名有る橋八ッ有る故なりとぞ、是より此地を八橋郡と号し、川をかせ蛇と稱すとかや、其後遙かに年月隔てたる世迄、人をなやます事ありしか、いつの頃にや、伊勢村に、一雲といふ法師あり、或時太神宮の神託有て、此川に今以て、毒蛇の執心残り、猶も人を惱まを由わが神廟を、うつし置くならば、以後此患なかるべしと、あきらかに御告有ければ、頓て領主へ告げて、日ならを神廟を造營し、伊勢より太神宮を勸請して祭りける、是より此川の怪異止みしとなり、此時よりして此郷を伊勢の郷と稱す、此の村の並に於て、下伊勢と稱すれども、昔は内外の伊勢といへり、今は社頭の有様も變りて、古の遺風もなく、末社も滅し、小さき石の小社、本社へ行く道の右左に列する迄なり、一雲入道が子孫、今に此村に有て、御供米を差し上ぐると也、

(編者曰く此の一節并に以下の傳話間々奇怪の事あれども原本の儘を記載す)

一樂々福太明神

日野郡宮原村

社領六石二斗四升六合

右神社日野郡に建つる所、惣て四ヶ所あり、各孝靈天皇を祭れる神廟なり、中にも當社を口日野の大社と稱す、上古當國の西の端に、惡鬼有つて、數多の族類を從へ、國民を惱亂す、天皇自から軍勢を卒し、此國に行幸ありて、當地に御座あり、惡鬼を尽く退し給ふ、遂に此地におひて崩御あり、其神跡迎社の後に、方八間の岩窟あり、其構造を見るに、誠に人力れ所爲にあらす、不思議の岩窟也、

一樂々福太明神

全郡宮内東村

社領六石五斗

當社を奥日野大社と号す、天皇此所に於て、惡鬼を退治ありし地なりと言傳ふ、此地に鬼塚と号して、方五間に余る大きな塚あり、社記に其所の惡鬼共の屍を埋めたる塚といへり、其外山中所々に、奇異の古跡勝て數ふべからず

一樂々福太明神

同郡宮内西村

社領七石四斗七升八合

西東兩社共に大社にして、神宮寺あり、社の後なる山上に岩窟あり、天皇の皇女崩御の窟なりと云ひ傳ふ、凡人臨む事叶はず、此の岩屋の上に、大なる松一本あり、木の風千年外のものど覺しく何様異様なる古木なりしに、正徳二辰年故なくして中折れし、程なくして枯果てけると、惜むべき事なり、又當社に神領の古記あり、和銅二四年の證文なり、今に至つて千百年に近き事、誠に稀代の遺書といふ可し、

一樂々福太明神

同郡印賀村

一生山八幡宮

同郡生山村

當社の山上に柴瀧といふあり、孝靈天皇の皇女、福姬誕生の所柴瀧にありといへり、此地に生れ給ふを以て、生山と稱すとかや、又當山に古城趾あり、久志和泉守景行居城なりしと云へり

一 稻倉太明神 同郡新屋村

鎮坐乃山を御笠山といふ、此山孝靈天皇稻を積ませられし跡なりと、山の形稻隈の如し、此故に稻倉太明神と号すと、

一 高杉大明神 汗入郡宮内村

當社の言傳へに、打合の神事といふ事あり、末社に一、御前、二、御前、三、御前といふ有り、一、御前は別社にて二三の御前、同殿なり、往古は兩御前の打合とて、巫左右より、柳れ葉(一本神と有)を持ち出て、打合せ神樂を奏しける事なり、俗に是を黽の神を祭ると稱するなり、今は此神事止みてなし、

一 馬場八幡宮 會見郡馬場村

社領三十四石五斗三升

八幡ヤハタの郷内の大社なる故にや、はた八幡と稱す、祭る神は仲哀神功應神三所同殿なり、往古より國守領主より、建立の社殿にて、累代神領寄附の證文數通あり、御當家に至る迄全斷也、

一 天満ノ社 會見郡天満村

祭る神は天照太神なり、社地に陰陽の松と稱する神木あり、正徳五年是を計りしに、高さ十丈一尺にして、目通り廻り一丈二尺有り、此松半より上は、女松にして下は男松なり、依之陰陽の松の名あり、往古此村に關所ありて天満の關と号すといへり、又天満の山本と云ふ事を舊事記に出したり、又當村に古城跡あり天門山といふ、山の上に大きな松一本なり、天満の一つ松と号す、城は杉原播磨守盛重の重臣菖蒲左馬介居住せし所なり、委しくは古城の卷に誌せばし、

一 住吉大明神 汗入郡御厨

上古よりの社なり、御醍醐天皇此地に御着船の時、先づ當社へ行幸ありて奉幣し給ひ、聖運開かせ給ふ當時、供奉せられたる六條小將忠顯卿一首の歌を奉納あり、千代經べき君が齡を住吉の松に契りて御幸なるらむ

華表の前に古木の松あり、忠顯卿の詠まれしも此松ならむと云傳ふ、凡四百年の年月を経たれども、枝葉盛に猶も千歳の齡を重ねべく思はる、又天皇奉幣の玉串

とて寶物となりて今に社内にあり、

とて寶物となりて今に社内にあり、
（以下は非常に淡く、ほとんど不可読な文字列が続く）

伯耆民談記卷之六

目次

大 山
船 上 山

當國の佛地を按するに、大山を始めとして 往古より傳りたる寺院頗る多し、
世々の聖帝勅願の靈場、國主領主創建の佛閣連綿として永く存せしに、應仁の
頃より、世は戰國となりて數度の兵火に炎上して空く礎石を残すれみ、只古き
什物古文書の類によりて、僅に之れを知ることを得、天下治世となりて、佛光
輝き堂塔亦再興の時を得たり、殊に御當家當國御所領の後、若干の寺院を修補
ありて、僧徒にも食邑を寄附し給ふ、是より佛寺も漸く舊觀に復せらるに至れり、

伯耆民談記卷之六

一大山 汗入郡御朱印地

山領三千石

角盤山大山寺と号す、稱徳天皇の勅願にして智積上人の開基なり、本尊は地藏大
 智明大権現にして天台神道兩部の山なり、本寺武都の東叡山なり、往古より山領
 天下の寄附にて守護入らざるの地なり、山は日本四嶽の一にて中國の富士とも稱
 す、風景絶妙にして、高根は雲に入り麓は霞に浮ぶ、裾野は遙に廣がりて、伯備
 作の三國に跨り、三伏の天と雖も、恒に白雪を戴けり、四十余丁麓に権現の本社
 あり、本坊を西樂院と云ふ、都て院宇四十二坊をは、南光西明中門の三院を以て
 おさめ、且暮の法務止む時なく、晨鐘夕梵の響絶る事なし、毎年三度の會式あり、
 四月廿四日は神幸の典あり輿凡帳を開き神體を顯せこと持統天皇の御宇よりの例
 といへり、中の會六月十五には、院僧二人殊に詰戒して山上へ登り、巔の池水を

汲ひ、是智積山人の傳法なりといへり、山上の沙汰神秘にして他人更に知るを得ずとなり、秋の會式は唯讀經の事のみなり、三會共に遠近士女群衆を、諸國の伯樂共、多く集り牛馬の賣買をなせ、初めの會に盛なり、山号を角盤山と稱することは、天神七代伊弉諾伊弉册の尊の御宇、天より一ツの盤石此山巽の隅に落下る、其石三ツに碎けて一ツは當山に止まり二ツは吉野の葛城の山に飛ぶ此の故を以て後世角盤山と稱するとかや、

本社拜殿長サ十八間、雲州尼子晴久の造營なり、内陣の間十二間あり、拜殿に續きて二王堂あり、尊體は後醍醐天皇の御寄進なり、下山大明神は本社の左に有り當社は作州の住人下山源五郎と云ふ者、鈴木何某と戰死しけるが、其の靈魂崇りをなすに依りて、神に祭りける、以後鈴木れ氏名ある人は登山相叶はさることゝなれり、若し強て登山する時は忽ち害災ありといふ、一説に當社は元徳二年備中の國淺田郡江原の庄の人渡邊日向守輝政の靈を祭るともいへり、社前に七十二段の石階あり、古は常の石なりしか、近き頃佐田村の源右衛門と云ふもの、切石を

以て造り寄進せり、本社に行く道に切明とて岩山を切開きて社道としたる所あり、當山の末社切明け大明神の神通の力にて成れりと云傳ふ、左右十丈餘の岩巉を切開くこと、誠に人力の及び難き所なれば、かく言傳ふるならん、又當山号を金門山と稱するも、亦此所あるか爲なりと、

一當山十二神

- | | |
|--------|-----------|
| 智明大權現、 | 本地地藏、 |
| 靈像權現、 | 本地觀世音、 |
| 利壽權現、 | 本地文殊、 |
| 熊野權現、 | 本地阿彌陀、 |
| 山王權現 | 本地釋迦、 |
| 白山權現、 | 本地十一面觀世音、 |
| 金剛童子、 | 本地藥師、 |
| 護法天童、 | 本地普賢、 |

山ノ神、	本地不動、
法眼神、	本地不動、
下山明神、	本地觀世音、
龍王、	本地無佛号、

一四十二坊の号并知行高、

本坊西樂院、

天台宗日光御門主御持、南光院谷坊舍十五字本坊共、

本坊西樂院	六十石、	經悟院	三十石、
連淨院	六十石、	岩本院	今理觀院 三十石、
安樂院	三十石、	月性院	今觀行院 三十石、
眞性院	三十石、	安養院	三十石、
普明院	三十石、	教觀院	三十石、
明靜院	三十石、	顯壽院	三十石、
法雲院	三十石、	金剛院	五十五石、

最勝院

西明院谷坊舍十四字、

壽福院	六十石、	正善院	今本智院 三十石、
法蓮院	三十石、	惠鏡院	三十石、
本覺院	三十石、	圓珠院	三十石、
大乘院	三十石、	丹流院	三十石、
洞明院	三十石、	常明院	今戒光院 三十石、
養心院	三十石、	知藏院	三十石、
觀解院	三十石、	賢如院	今等覺院 三十石、
中門院谷坊舍十四字、			
養善院	三十石、	佛教院	三十石、
慈泉院	三十石、	善光院	三十石、
法明院	三十石、	禪智院	四十石、

一乘院 三十石、

淨光院 今清光院 三十石、

觀證院 三十石、

成就院 三十石、

真如院 三十石、

禪林院 三十石、

經壽院 三十石、

松(原本)院 三十石、

知行高千三百六十九石、

宮仕 中門院神慶、南光院但馬、西明院大繕、

山領汗入郡之内九ヶ村、

坊領

佐麻、今在家、前村、鉦戸、

赤松、赤松之内一谷、佐麻之内新町、赤松之内大谷、

同日野郡之内十四ヶ村、

丸山、小林、金屋谷、岩立、

大内、添谷、小後、小柳、

大瀧、大河原、御机、御札の内下御札、

御札の内下村、坊原、

都て廿三ヶ村、

高三千三百八十二石五斗、

但本高三千石、其余は新田、

慶長十九年秀忠公より一山之法式五ヶ條の御教書西樂院へ下し給ふ、

一學文勤行不可有怠慢事、

一大山寺領三千石并山林境内万事可爲西樂院次第事、

一知行多少住坊可拂其人事、

一縱雖爲先規別惡儀隨時宜可改事、

一致列公事沙汰不可申出之事、

右此旨可相守者也、

慶長十九年三月三日

西 樂 院、

山の什物

傳教大師自蹟の經紺紙金字、

弘法大師自蹟の經右全斷、

日蓮上人自蹟の經右全斷、

管丞相自蹟の法華經、

稚子の佛、

彌陀、勢至、觀音三佛、

佐々木佛地藏、

賴朝坊廻國神納經、

篋八旒 狛犬四疋、

鬼牙 小鴨討之と牙にしるす、

武藏房辨慶書翰、

安綱太刀長二尺五寸、

行平太刀長二尺五寸、

真木大膳奉納太刀、

真木太刀は長六尺二寸無名鞘たゞき朱にて一寸巻ぬり柄糸藤、目貫五寸計の

銀針、鏝鉄の本、香切羽 銅、下緒衣丸打、

辨慶の書翰は自筆なりと云傳ふ其文に曰く、

爲君御代官從未明當國六社大明神社參依惡馬病遣舍人其方大粟毛可借預者

也 武藏寺辨慶

正月六日

龜井六郎殿進讀

手跡うるはしく殊勝に見ゆ、如何なる子細にて當山に有りといふ事分明なれず、世に武藏坊辨慶と稱せれども此書面には武藏寺と有其外記録十二卷文珠堂にあり、當山にある天狗を、伯耆坊と稱すること、古るき書に述べたり、凡そ山下の砂、

夕には山に昇り、朝には麓に下る、前の岡に數株の松有り、枝必ず神前を指すと云ふ、往古當社の大花表三里麓なる淀江村ありといへり、今に其跡に、大華表松とて古木あり、當山の麓に、玄賓僧都居住有つて、桓武帝より越さしめ給ふ、是を知る人もなく只だ僧都此麓に住せりとのみ、云傳ふる計りなり、

桓武帝より賜物共ありと云傳ふ、釋書僧都傳に曰、

亦疾^三族人道鏡媚^三稱德帝^三潛入^三伯州之山桓武帝有^レ病遠詔^三山中乞^三冥助^三至化難^レ遁乃負鉢囊而入^レ都上疾愈辭而歸^レ山云云

數百年を経し事なれば、今其跡をしる人もなく、只た僧都は麓に住せりといへり、口碑に傳ふる計りなり、

纔なる草庵を結び、觀音を安置す、古へは大なる伽藍なると云ふ、此寺僧都の居住の地と言傳ふ

寶永七寅年、八月十一日午の下一刻、當國大地震にて、山碎け地われて、水涌き出て、八馬死する事、不可^レ勝^レ計、四五日か程は震動せしか、諸民皆宅を去り、庭中に

竹にて小屋を組み、晝夜居住しけり、伯耆に古來より聞かざる、地震なる故、今に寅の地震なりと云ひ傳ふる也、當山別けて強く、寶殿も危く見へしか、障りなく静りぬ、其後御舍を伺ふに、内陣の左の扉に、權現の御足跡あり、御指の跡迄彫るが如く見ゆといへり、會式の時は、國主より差遣の足輕、登山して山の警固をなし、群衆の亂暴を制せ、神輿御幸の時は、見物人の笠を免るさす、米子荒尾家預りの足輕是を勤む、例年會式にハ、防州岩國の吉川家より代參乃使者あり、吉川元春の時は當地の太守たる故、古來より、此義あり

一船 上山 八橋郡なり 因州唯式院支配

社領四石七斗八升余

智積仙人の練行舊柄赤衣上人の草創の山也、船上山智積院と号す、地藏權現を本尊とし、十一面觀音多聞天を脇主として、三所權現と稱する也、本社より百歩計去て、熊野權現の社あり、奥の院と号す、不動の瀧とて大なる瀑布西の方に見ゆ、南の方に鳥の嶺、矢筈嶺、兜ノ嶺などいふ山嶺あり、麓より山道を覘へば、西は

巖石を疊みたる九折、三十余丁に及び、東は猿坂とて十余丁もあらん、嶮岨の切所也、當國三ツの嶮嶺にして、その景色は筆墨の及ぶ所にあす、會式は毎年三月廿三日也、別當法會を修し、終れば社職奉幣の神事を奏す、全月廿九日は奥の院の會式なり、元弘の昔後醍醐帝、隱岐國より還幸ありて、名和又太郎長年を頼ませ玉ひ、此山に楯籠り、聖運を開かせ給ふ、依之當社を新に造營あつて、金銀を鑲め、數十坊薨を並べて、莫大の領地を寄附し給ふ、其後修造の外護もなく、年々破却して坊舎も次第に滅し山上大に衰へ、剩へ天文十三辰年、兵火の爲めに社園坊舎尽く燒亡し、往古より傳はるる神器什物皆以て灰土となり、僧徒八方へ退散し、一旦滅亡に及ぶ、然るに雲州尼子氏部少輔晴久、此頃當國の太守たりしか、全廿二年社園本の如く再興し、南海上人を本願として、三十餘の坊舎を建らる是より當山再び兩部の月を照し、穢の芥を拂ふ、天正二十辰年、南條中務太輔元忠、又修理を加へ、夫より後は代々國主の修造なり、彼家建立の棟札今以て有り其文に曰く、

天文廿二年癸丑九月日

大檀那佐々木民部少輔晴久

沙門權僧都法印良賢敬白

天正二十壬辰年二度建立奉修造

三所權現大檀那加茂氏南條元忠全左衛門督元清武運長久家門繁昌之處

坊舎も次第に滅亡し、或は十二となり、又六坊となり、今は只た一坊のみ残り、昔坊舎の地は、猿坂を登り、堀の中といふ所にて、今に礎石見ゆ、今有る所れ一坊は、大乘院なり、山上をはなる、一里半麓に、竹内村といふ所あり、今智積院と号す、此村當山の食地たる故、一切の所用を達す、本社も古への形もなく、法會神事の時は、因州唯式院の末山より輪番に勤む、神木五葉の松二本大杉六本あり、是のみ枝葉繁茂して、古昔の形見残れる計り也、後醍醐帝御座の跡は本社方乾に當りて、三丁計り去り東西十四丁、南北十五丁の地あり、境内廣平にして、辰己の方に門の跡あり、長年の一夜堀、丑寅の方にあり、幅十間程に、長

三百間にも見ゆる乾堀なり、合戦の次第は古城の巻に誌を

（Faint bleed-through text from the reverse side of the page, including characters like 合戦, 乾堀, 古城, 巻, 誌, etc.)

伯耆民談記卷之第七

一美 徳 山

河村郡山領百石因州唯式院支配山の傳に曰

人皇八代孝靈天皇の御宇よりの山号なり、四十二代文武天皇の御宇、慶雲三丙午歳、役優婆塞白雲峻嶺を攀登り、あらたに神窟を開き、子守勝手藏王三所を安置す、五十四代仁明天皇嘉祥二年、釋慈覺大師に神勅ありて、刹柱を建て、釋迦彌陀大日の三佛を安置す、淨土院美徳山三佛寺と号すと也、

上古は三千坊ありしといへり、中古源頼朝公當山を造營せられ、此時よりして社閣三十八宇、坊舎百余宇、山領一万餘町の田畑三千石に定め給ふ、其後ハ山領次第に減し、坊舎とても其如く、山の衰ふる事年久しとかや、然るに羽衣石南條伯耆守元續是を再興して、社閣十一宇となし、坊院十二舎を置き、山領五百石と成る、慶長年中又修理あつて、山領國印一百石と成つて、坊舎又減し、三院となる、夫より後は國守の造營なり、蓋し此山は吉野葛城を移して、往古國峰山といへり、

一跡巖山にして然も峻しく、左右を望めば下は百尋の溪谷、人をして魂を消さしむ、後は層山峨々として白雲洞を出て、山上の社閣は片々たる巖石を穿ちて懸け作りにし、峪を刻て徑燈とせ、日本國中稀に見る所の峻難なり

本堂方五間にして麓にあり、本尊彌陀脇主釋迦大日三佛を安置す、

會式は三月十八日、神幸の儀式あり、此の堂の前にて、社職共神樂を奏す、是より天神坂、大の峻難路なり、此坂口に谷川有りて、少き橋を懸く、宿直の橋といふ、其謂れ知らず、天神の社方一尺五寸、是より軒端の宮迄、山傳ひの徑なれとも道よし、軒端權現方四尺、此社より子守れ堂へ、行程三丁餘あり、此の道を櫻の馬場と号して平かなり、往古は櫻の並木あり、此所より神馬出現せし故、かく稱すといへり、子守權現方四間、山の本社なり、此の宮に臨むに徑燈より梯有り、左に方二間もあるへき平なる大盤石あり、手つき岩と稱す、此の岩の上に立て眺望すれば、遠近八方の風景、見るに手の届くが如く、下は數百尋の幽谷なり、是より勝手の堂へは程近し、勝手權現方四間、地藏觀音の脇主也、推鐘堂方一丈、鐘のわた

り三尺五寸、此處に行者の腰掛石といふ有り、是より奥へ牛の背と号し、石隴の徑路にして、左右は數百尋の幽谷、誠に稀なる大難所なり、其間八間余も有るへし、此處の傍に龜の頭の如くなる岩に穴の明きたる有り、往復の人、葛などを通ふし、是を手かゝりにして攀ち上げるの便とせ、是を号して鼻づる石といふ、向ふに聳ゆる高峯あり、十丈余にも見ゆ小鷹山と云ふ、上に一本の松あり、天狗羽休の松と云ふ、左右に古木森々たる山あり、是を東高山西高山といふ、屏風岩は幽谷なれば望むに分明ならず、經堂方四間觀音堂方三間此堂は岩窟の下にあり、岩と堂との間を往來す、胎内くいと稱す、誠にすさまじき所なり、元結掛堂方二間、山登りする人、此堂の垂木に紙をくゝり遁る、是より少し行けば、投入堂見ゆ、多くはこゝにて遙拜せ、此所に大きな杉二本あり、之を女男杉と云ふ、是より投入堂に行道、百歩あまり有るべし、道といふ事もなくして、滑かなる岩礎に、少しの足溜りの如きくばみ有る斷崖をつたひ往來せ、容易ならぬ行路なり、下山善神方三尺五寸、愛染堂方五尺、投入堂方三間、藏王權現を安置せ、子守勝手藏王を都て

三徳三所權現と唱ふる也、此堂を投入堂ナゲリと稱するは、上は數十丈の大磐石覆ひかゝり、下は百餘尋の岩境幽谷に續き、蒼苔滑かなり誠に無双の險難にて、一人の歩行も爲し難き所なれば、工事如何ともすべき様なくさながら外方より堂宇を造り置き、彼の巖石のくぼみたる所に投入たらんが如し、故に投入堂と稱せとなり、堂上にのそき懸りたる巖石を笠岩と云ふ、此岩の鼻に鐵環六ツあり、徑り貳尺余りと思ゆ、御舍道造營の時工道を設けむ時の環ならむ、寶永中國主より修道の時も、此環に便りて工事を成せしといふ、大きな岩に貫きたる環なる故、ゆるみて葛を通し得べし、常ハ雨露霜雪に苦むし、一見環と岩との差別分明ならず投入堂の奥に仙人窟山、後の岩屋といふあり、當山の奥の院と稱すといへども、嶮更に一層にて人跡絶ゆ投入堂の笠岩を登り、百歩計りの岩徑ありて天狗坂といふ、是を越し行けば大なる窟あり、内暗くして其の奥の深さを知らず、固より人跡を絶つの地なれば、山僧も見たることなしと云ふ、寛永の修道の時、或大工彼は笠岩の上に攀登り、彼の鉄環に葛を通し、棧道を設け、之を更りに天狗坂を越

て、此窟に入りしことありと云ふ、前に述べし女男杉乃下に、大なる岩一ツあり、其傍に少し計り水溜りあり、馬洗の水と云ふ、權現の神馬の洗水なりといふ、又山の傳説に此山に山姥とて怪物あり、一聲叫ぶ時は其響き山谷を動かすと、又麓に坂本といふ村あり、此所に橋あり、往古當山隆盛の時、此所に關所を設けありしと、よりて之れを番所の橋と稱す、今俗にまんばの橋といふ、是を渡り三丁餘り行けば、少し人家の立並ひたるあり、門前といふて山領なり、凡領内東西二里、南北二里餘り、山林は國守より免許の地にて高二十五石、檀家三百余軒有り、今の三坊の号は、

法明院 今輪光院

竜城院

禪梁院 今性善院

と稱する也、往古の坊跡は、今の寺ある向ふの山なり、山門の跡といふ處に、大なる石あり、此地を九曜千軒と稱す、往來道より左に見ゆる山隴なり、當山は文武帝の御宇、慶雲三年役優婆塞山を開き、光仁帝の御宇寶龜年中に、子守勝手藏王三所權現を安置し、都て三十四餘舎を置き、神倉神宮淀村に本堂を建つ、各

本地薬師なり、合谷に峰の薬師、南關谷に不動瀧を置き國峰とす、伯州の修験等年々秋毎に此の山に入て、法行を爲す、本所和州の大峰を摸したる山なりといへり、神倉は村名にして、美德よりは又奥の山里なり、此山數百丈もあらん、岩峯なり、其峯中に大なる石窓ありて、其の内に經文を納めありと云ひ傳ふ、然れども探り行かんも人爲の及ふ所にあらず、又石窓も見し人も無く、唯口碑に傳ふるのみ也、當山に或人月毛馬に乗つて登山せしに俄かに病惱發し命を失ひしといへり、寶永三丙戌年八月十二日の夜、龍城院の僕又七といふ者、瑞夢を蒙り、山内の地にて、古佛並に佛具釵刀を掘出す、翌年因府に於て開帳せり、其時に國主も御一覽あり、今に寶物として本堂に有り、其品々左の通り、

十一面觀音 長サ九寸重サ八百目
 藥師如來 長四寸七步百七十目
 無量壽佛 長五寸五分重二百十目
 誕生釋迦 長五寸三分重サ百目

神正躰鏡

渡三寸三分裏に五智の如來あり寛治七年

四月五日と彫刻す

多寶塔

臺渡り八寸五分高二尺五寸五分

古

五本

右の品々至て殊勝なり、

一國分寺

久米郡國分寺村

本尊は薬師如來護國山と号す、往古は大伽藍なりしとて、今に數多の礎石殘せり、今ハ纔なる草堂にて、古號を傳ふるのみなり、當寺の草創は聖武帝の御宇天平年中の造營なり、又諸國に當寺の号有る事は、其前朝推古帝の御時、諸國に國分寺を立て給ふ、

太子傳に曰推古天皇二年甲寅、太子御歳二三歳、此時天王寺而已、外無壹塔、故諸國之國府、每建立大伽藍、而被号國分寺、云々傳説に清和帝の御宇、貞觀五年、諸國五穀實らと、依て國の爲めに、釋賢永伯耆講師を請、傳燈大法會を

行はる、賢永一万三千佛の観音の像を圖し、一切經を欽し、搆師を置て黎民の愁をたすけられしとなり、

一退 休 寺 八橋郡退休寺村

禪宗能登國惣持寺末山

寺領 二十七石

金龍山と号し、本尊は観音、代々國守より建立の地なり、開檀は當郡岩井垣の城主、籠津豊後守平敦忠、延文二年の草創にして、開山は玄翁和尚也、當國に於て希なる大寺なり

開基の由來を聞くに、敦忠亡妻の墓所に、毎夜陰火炳き、炎氣の中に幽靈の容を現し、數多の惡鬼來りて、責を加ふる体見ゆ、敦忠之を悲みのあまり、僧を招きて、追善供養をれども、更に止む事なし、依て近村鈿ヶ野といふ所に茶屋を設け、老臣有澤若櫻等を亭主として千僧を接待す、延文二年丁酉八月十三日漸く接待の僧六百三十人に及びて、玄翁和尚を請待す、若櫻守玄翁の貴相あるを見て、其の

意を語り患を除かんことを請ふ、玄翁聞て頓て墓に臨て香花晒水をなし、一つの塔婆を作り、

智錯罪滅何不成佛

と書て是を建つ、時に亡靈現はれて、八字の法文を一首の歌に詠せ、

錯りを知りて罪は亡ひけり

斯く詠吟して其の容は消失せたり成佛やしたりけん、其の後は炎火の怪もやみたりと云ふ、忠多年の愁も一時に散し觀喜する事斜ならず、其後和尚に語りたるは、是より北の海上より、近頃夜なく、丑滿時にあたつて、一つの光る玉飛び來て、南乃山林に止まる、如何なる故にやと問ふ、和尚暫し默想して曰、光玉止まる地には必ず池あるへし、其池の中には靈佛ある故龍より彼佛に捧ぐる燈明なる事疑ひなしとて、頓て敦忠を誘引して、彼の山休に入て見給ふに、果して池あり、和尚傍なる石上に座禪して池中をうか、ひ給ふ處、俄然として池水激動し、忽ち逆

まき返へり、大蛇頭はれ出たり、和尚大蛇に向て一句を解し玉へば、忽ち頭を低れ水中に入ると見へしが、忽然として美女と化して言ひける様、今の慈教により喜しくも蛇體を脱して佛果を得たり、願はくは此地に一字の寺を建立し給へどて、一尺余りの觀世音の像を和尚に差出し、其儘化して金龍と顯れ、天上するや否、池水かわきて堅固寛平の臺となり、萬年不易の瑞を顯はす、和尚即時に卓錫して敦忠布金の功を尽くし、此寺を造營せ、此時和尚暫らく此地に退休すしと曰ふ、此の言葉を以て寺号となし、金龍の端現を以て山号とす、本尊の觀音は龍女かづき上げし一尺余りの佛像なり、本堂の後ろに小さき池あり、往古の池の跡なるよし、大旱魃にも乾くことなしと云へり、本堂に玄翁禪師壺天和尙并に中古鼻祖朝國和尚の影像あり、開檀敦忠の關あり、法号大叟心空大居士と稱せ、本坊大慈院慶聚院西來院三院より本堂を轉住す、外に下寺普門院林松院とて兩院あり、鎮守の社は山王權現なり、寶物は

獅子の尾の拂子

玄翁野州那須野に殺生石を教化し玉ひたる拂子

なり

玄翁七條の袈裟

野狐疫病の守りに參詣の輩少しつゝいたゞきて

小兒の腰守りに入るゝなり

唐木の主杖黒塗箱

清源公の御寄進なり

十六羅漢の繪像

十六幅筆は漢朝若芥玉潤絹は竹布なり

開檀篋津豊後守敦忠寄附也、都て玉潤といふ圖に三人あり然れども若芥玉潤秀逸にして遙に往古の筆也、凡一千余年前の人なり、漢土の八景圖畫を定め、其詩を賦せしは此の玉潤の作なりとかや、傳に曰く玄翁は能州諸岳山惣持寺二代の山峨和尚の弟子にして、十哲の内なり、野州那須野の湯村に有る殺生石の引導を、峨山和尚より大徹和尚に授法ありしに、玄翁頓て那須野に走り彼石を教化し諸人の患を散せ、然れども師命を背き玉ふ故、峨山より三百年の勘當有り、依て當山の繪像も黒衣なりといへり、又一説に件の殺生石、玄翁和尚引導の時三つに碎け、一は那須野の湯村に止まる、大さ三尺四方餘に見ゆといふ、一は奥州白川郡中寺

村に行き守在院慈脱院といふ寺にあり、又一は作州高田の化生寺の瀧の中にあり、今も此の石に上る鳥類は、皆此の毒氣に觸れ片輪になるといへり、當山慶聚院の七世、篁津河桂養院の開山、梅天賢甫和尚南條が爲に無罪の刑に逢ひし事あり、委しきは古城の卷に記せ、

一解 脱 寺

祠堂三十石

日野郷阿布縁村日蓮宗

甲州身延山末山

慶安三年庚寅十月十二日に造營、法要山と号す、本尊高祖日蓮聖人の作像也、伯耆の西端にして、日野の奥山行道嶮岨の地なり、蓋し高祖像の由來を聞くに、往古相州鎌倉松葉ヶ谷の本國寺の高祖像なり、然るに尊氏將軍の治世貞和元年乙酉年松葉ヶ谷の本國寺を、京都六條堀川へ移す、今の本國寺是なり、開山は日靜上人俗姓は足利にして尊氏の伯父なりといへり、日靜の俗縁日野中將と云ふ人、當國へ左遷して、日野郡に住居せり、此人へ日靜より贈られたる高祖なりとかや、中將在世の時は持佛に安置せられしが、其後は誰知る者もなくして、阿布縁の村

より、四十丁餘り行きて、笠木村といふ所の七曲が田の泥の中に埋り有る事年久しく、或時彼の田の中に光明炳く事あり、又此里阿布縁の黎民庄八と、所の社人肥後といふ者に靈夢ありけるより、彼の田の中より掘出し草堂を結び安置せりといふ、然るに慶安元年戊子十二月廿九日の夜、米子本教寺の住僧、丹壽院日要に瑞夢有て、我は日蓮大聖人也、今當國阿布縁村に有りて、發句して脇をせよと有り其句に、

崩れても又も佛はくされあり

と吟し給へは日要とりあえず

本の心を法師するより

斯くて夢覺めて、有難くも不思議れ思ひをなし、默然として座し居たるか、程なく夜も明ぬれば、門戸を自身に立出開きたれば門前に一人の旅人立居たり、日要誰をと問ひければ、其人申すは、某は雲州の船頭也、松江の城下桔梗屋小左衛門といふ者より、當寺へ銀子をこつかり候也、當國阿布縁村といふ所に靈佛の高

祖あり、今さゝやかなる草堂に安置す、改めて佛堂を建立せん爲めに、灰吹の銀を當院へ贈り候とて、銀子を渡し去りぬ、日要彌以て不思議に思ひ、米子町に中尾善左衛門といふ法華信者を招き、此事を語るに、善左衛門急き阿布縁村へ走り、彼の草堂に臨めば、木像古佛の高祖一跡あり、村の民に就きて之を問ふに、人々いへるには、當年當村へ風疫瘡瘡の病惱にて、初めの程は人も損しけるか、彼の高祖に祈願すれば盡く平癒す、依て此近村の民之れを尊み仰ぐなり、然るに近き頃此の堂の中に人もなきに法華經讀誦の聲あり、又毎夜深更に及び鰐口を鳴す音あり、奇妙也と談りたり、善左衛門愈信心肝に銘しければ、立歸て日要にかくと語りけり、即日雲州に立越て彼の桔梗屋小左衛門へ對面して其事を語りたるに、小左衛門大に驚き素より灰吹寄附せし事もなく、高祖の事更に聞かず、彼是以て難有き奇瑞なりとて、早速米子へ來り、本教寺と心を合せ、雲伯を勸化して、同三年十月十一日一寺造營成就す紀井大納言頼宣卿の御簾中養壽院殿より、御孫當國の太守御連枝方御武運長久の御祈禱御下文有り、其時御掛羅御惟子被成下の端

書あり、今寶物にあり、享保年中、御當家より、祠堂米を寄附せられ、住僧御目見免許し給ふ、時の社寺奉行より證翰あり、其文に曰く、

今度願の通祠堂米三拾石在貸御入被遣候右之利米九石宛毎年受納可被申候并住職一代一度御目見被仰付候後代の證札如斯候己上

因州寺社奉行

森官右衛門恒親判

享保二年正月日

解脱寺具足院

具足院は當山日應上人也

一大 日 寺

久米郡 櫻村

天台宗因州唯式院末山

胎金山と号す、惠心僧都の開基なりと傳ふ、本尊ハ座像四尺の彌陀佛、惠心の作なりと云ふ、文錄二年に中興ありて、秀榮法師を鼻祖とす、古は高野を摸せし大伽

藍にて、寺を三所に設け上院中院安養院と号し、三百余宇の坊舎といふ、今も其の跡を圓淨坊杯とて字に呼ぶされど其後代々衰へ、今は只一字の小寺なり、本堂の前に草堂ありて、古佛の彌陀觀音藥師多門天あり、各四尺余りの木像なり、昔此寺隆盛れ時の佛像と覺ゆ、往古の寺跡は六丁余り側に礎石とも數多残り、本坊の寺跡といふ所に大なる銀杏の古木あり、此道筋に年經たる菩提樹四本あり、昔は上院に大日堂、釋迦堂、藥師堂あり、中院に文珠堂觀音堂普賢堂あり、安養院に彌陀堂經藏ありといふ、此跡今に残れり、安養院を極樂の峰と号す、此跡に大きなる五輪有り、頼朝の御廟といひ傳ふ、五輪古佛多し、鎮守の社は、午頭天王なり、社地險阻にして樹木繁茂したる山なり、當所南條伯耆守再興棟札有り、其文に

一切皆目諸賢佛皆以德

于時天正五年卯月吉且大工中尾勘左衛門奉遷官午頭天王棟上一字大檀那加藤氏南條元續

羅漢皆行滿以斯諸實語我常吉祥時導師權大僧都仙慶本領上院圓定院

周扶敬白

伯耆民談記卷之第八

一大傳寺

河村郡引地村

禪宗全郡長傳寺末山

九品山と号す、草創は一條帝の御宇、萬壽元甲子年にして、和州當麻寺の練供養の儀式を以て此所に引き移す、故に所の名も引地と稱するとかや、往古の記録皆焼失しぬれば、如何なる因縁を以て當麻の供養をし換るにや、又何人の開基と云ふ事も知れず、口碑に傳ふる所は、蓋し當山は本朝に於て三所の九品蓮臺の靈場にして、堂々たる大伽藍なりしと云へり、實に其跡を探るに境内廣大にして千年の古松あり其外喬樹數多繁茂して、古墳礎石林中に群散す、院内にも平氏の土悪七兵衛景清の塔あり、此人信者なる故、三所九品導場毎に法号を顯はし塔を置く、是全く當寺蓮臺の地に紛れなき證跡なりとかや、其後數百年を経て南條伯耆守貞宗、此地の領守となりて始めて羽衣石に在城せしが、應安四辛亥年當寺を再興し、

貞宗は嫡宮内少輔景宗の世に應永十五年戊子三月、羽衣石の谷に菩提所とて、一字の高閣を建て、其身の諱を表して景宗寺と号す、其時當寺にも修理を加へ、景宗寺より住職を兼帶せしめたり、慶長五年羽衣石亡城の時、當寺も景宗と共に煙燒して、什物記録尽く燒失す、此時景宗寺の住職仙長和尚、雲州杵築の社人、杉谷佐太夫といふ者の方へ立越え有りしか、此事を聞て立歸り、長和田の草庵に蟄居し、大乘寺の再興を發願したるか、全十年の秋に至りて成就し、練供養を執行し、廿五の菩薩の面出來して、年号面裏に彫刻し、本堂推鐘堂も建立せしが、幾程もなく本堂を初め盡く燒失したり、彼の面も過半燒滅して、今在る所は其残り面也、然るに元祿十三庚寅年、長傳寺の嶺堂和尚、古へを尙ひ今を悲むの餘り、官へ出願して再々當寺を建立し、本尊廿五の菩薩を新に刻て安置せり、此和尚其前、長傳寺へ住する事三十七年、其間常に財産を蓄へ米百石の代銀四貫三百目を官へ願ひ、在中の牛銀に貸出し、毎年其利銀を取て當寺の常産とす、又三町余の田地を求め、飯領を定めたり、長傳寺の末山なる事は、嶺堂和尚長傳寺に於て建

立なるが故を以て、長傳寺を本山とする也、當寺に清源公の御碑あり、是は嶺堂和尚往古は此地本朝三所の限りある靈場なるに、今無縁の地となる事を憂ひて、懇望して官許を蒙り、本堂に安置し國恩の爲め御供養を捧るとかや、

一長傳寺 河村郡長和田村

禪宗全郡松崎龍德寺末山

當寺は羽衣石の菩提所、景宗寺の前住仙長和尚の開基也、慶長五年羽衣石滅亡に於て景宗寺共燒失して、仙長和尚は長和田に草庵を結び寓居せしか、年を経て一寺と成る、然れども景宗寺の号は天下の聞へを憚り、仙長の長を寺号の頭に置て大傳の傳を下に据へ、長傳寺として又山号は景宗寺の山号を引て、正法山長傳寺と号せ、此時大傳寺は退轉の間なる故、傳の字を加へ用ゆ、當寺開基の後大傳寺も中興有りしとなり、

一長谷寺 久米郡倉吉

天台宗因府唯式院末山

山領八石七斗三升余外に御供米五石

當寺は聖武帝の御宇、養老年長谷村に造營あり、其後都志都古とふい人、今の堂場根本和州初瀬山の好風に似たりとて、長谷の精舎を當山に引うつして、打吹山長谷寺と号す、本尊十一面觀世音丈が三尺二寸の聖像也、春日何某か作といへり、會式正月六月十八日なり、兩會共に開帳あり、正月會十八日の曉天に福賦とて、午王を授くる事あり、是れ當寺の山例なり、此山を打吹山といふこと、山の傳記に曰く、往古此山下に村居有り、神坂と云ふ、側に井あり、上世に天僊降り民家の婦女に化して、奚に衣を洗濯して傍の石上に乾かす、時に村の夫こゝを通り、衣の美しきを見て不思議に思ひ是を取て隠し、箱に納め置きけるに、是則天女の衣なりければ、彼の天女天上する事叶はづして、屢々是を乞ふといへども與へず、遂に夫婦となり二子を生じ、此子成長して後父に代りて家事を行ふ、時に天女其子を欺きて衣を乞ふ、子供ハ其事を知らず、箱を開き衣を與へける、天女之を着し忽ち杳冥たる空に昇り去る、子供はあとを追ふといへども、適なければ及ぶ事

能はず、天女は素より音樂を好めば思ひ慕ひぬる余り、此山へ上ばり祭奠を供し、鐘鼓管籥の樂器を合せて、大に音樂を奏し是を招く、彼二子鐘鼓を打ち管籥を吹きならせし山なる故、打吹山と稱するとかや、當山には斯の如く言傳ふれども羽衣石の山の傳には、天妃羽衣石の山に降臨し、後に天上せしは神坂にして、子供音樂を奏せしは此山也といへり、兩説異りといへども誠に上世は沙汰にして、山秘の傳なるべし、又寺傳記に建久の頃頼朝公當寺を造營ありて、佐々木四郎高綱奉行たりし時に、駿河の富士の御狩有て、申にして高綱富士野に赴くといへり、然れども高綱の事信用するに足らず、其儀は前に述べたり、頼朝公より山領七拾五石を寄附有りしに、其後戰國となりて山領も減少し、造修の外護もなかりしを、剩へ太閤秀吉公の時山領尽く取上げ給ひ、無縁の地と成りて退轉す、然るに慶長年中に中村伯耆守忠一再興造營あり、重臣中村伊豆守此處の領主たるに由て、餘戸村に於て御供米五石寄附す、其田を月の和田と稱す、今に於て退轉なし其後一國、御當家御領有外に山領八石七斗三升四合寄附し給ふ、夫より以來寺の修復も

國家の造營也、但し二王門は今の領主荒尾氏建立なりと、

寶物

巨勢金岡の繪馬一枚、午王

駒の角七本、外に縁起二枚

領主荒尾志摩守高就乃寄進也

記の眞名は、小泉右舟軒、假名は松永惟中軒述筆也、往古の記録東海道大井川邊郷に有と山主傳へ云ふ、是は古來よりの寺領七十五石を、太閤に召上られ無縁となりしを、慶長の頃にや時の住僧歎願の爲に東都へ赴きたり、然るに途中大井川に於て逆水に溺れて死す、此時記録の卷鉢に囊にありしを、島田村の民取り上げて、今彼村の一院に有といへり、當寺の推鐘今有るは作州長田八幡宮の梵鐘也、此鐘は久米郡大谷村の田の中に埋りしを、掘出して當山に釣る也、當山往古の鐘は、因州松神の神社にあり、則ち伯州打吹山長谷寺と彫刻せり、當寺前々より、天台宗なり、然るに中頃衰微して住僧定らず、修驗住職の時もあり、其後暫らく

禪僧住職の事もあり、慶長元年の頃より、元の如く天台宗に成て、連綿として因州唯式院の末山也、

一長 谷 觀音堂 久米郡長谷村

本尊十一面觀音長々四尺の座像也、行基の作なりといふ、脇主は廣目多聞の二天を安置と、名菴阿彌の作なり、開基は養老年中也、都志都古といふ人此寺を倉吉の打吹山の麓に引て、昔の礎石寺跡今にあり、此堂も古へ頼朝公造營なりといへり、

一長 樂 寺 禪宗 日野郡下榎村

岩屋山と号す、開檀へ尾州の住人、前左兵衛尉長谷部信連、養和年中の草創なり、本尊は藥師四尺余りの座像なり、脇主は日光月光不動毘沙門の四躰、各慈覺の作にして、五尺に余る立像なり、其外十二神數多の古佛あり、信連は治永の頃、高倉の宮御謀叛の時、平家の爲に當國へ没せられ、此里に居住し、建久年中鎌倉より赦免を蒙り、能登國に於て地領賜はり、子孫彼國に相續しけるか、天正の頃長

九郎左衛門信連といふ人、武勇絶倫にして、加賀侯の大祖利家卿に仕へ、今に彼の家の重臣たり、此卿にも信連の宅地并祈願寺、今に於て古跡有り、享保十八年當郡下岩見村の民源八といふ者、本願にて脇主の尊容及寺塔を壯嚴にす、此時佛の尊容中に何れも信連造營と彫刻あり、五百餘年の星霜を経て、今に傳ふ事奇佛とこそ謂つへけれ、往古は代々真言たりしか、近代禪宗となれり、

一勝 入 寺

禪宗

久米郡倉吉

備州邑久郡虫明興禪寺末山

當寺は備前侯の長臣、伊木長門元和三年此處を領せし時、勝入公の御爲に建立す、山号を金剛山と稱す、導師は舜才和尚なり、伊木氏備前へ改替の後は今この領主荒尾家より、代々勝入公の尊牌を安置せられ、以前ハ當地の住士等忌日の拜禮を勤めけるか、其後御當家管領と相成、追々遠忌たる故にや其儀なし、

一轉 法 輪 寺

天台宗

八橋郡別所村

因府唯式院支配

寺領五斗三升二合

天保年中國主より田畑地押始り終に地領一合減し當時は五斗三升壹合也

空也上人開基にして湯谷山と号す、則上人遷化の地也、堂の傍に墳墓あり、廟塔古色蒼然として昔を忍はしむ、此上人は延喜帝第五の皇子也と記録に述べたり、されど實を知らず、相傳ふる所は、此皇子ハ幼時より心を佛法に盡くし、遂に内裏を去て諸國を修業し、此所に於て齡七十にして遷化ありしといへり、本尊は無量壽佛、脇主は空也上人なり各木像にして、左は修行の體右は遷化の容也、然るに修行の像鼻かけて有りけるが、正徳五年の秋、倉吉の士小谷多兵衛、君命を蒙り此の卿檢見に出しに、瑞夢を得て木像の鼻を繼ぐ、末代の奇瑞とも謂つべき靈佛なり、件の瑞夢記太兵衛書著して本堂に納む、又往古より上人眞蹟の一輪あり、什物としけるが、中頃紛失して今其寫しあり、然れども是全く後人の依託と見へたり、

其文に

愚僧書置一通抑も拙身根原は延喜帝王雖爲末子來生依思惟開發心之門出窟

室床趣念佛三昧之道場然而無二之抽丹誠日本修行成禪師故見萬民之志勸善除惡染身六字名号者也願主以此功力全成佛果衆生其哉亦於山陰道伯耆國此所結喜緣一生七十歲而所止身命而已

世の中は只露の間の雨やとり

終のすみかは來世なりけり

南爾事も無久伊之鬪美乃阿流茂乃於彌於陀女志亭尊佛止曾奈流

空也往生

天錄二寅天九月十一日

一感應寺

日蓮宗

米子城下

山領十五石九斗七升四合

當住山と号す、當寺は其先駿河國に有り、文永年中日向上人開基の地なり、慶長六年彼國主中村一覺忠一後伯耆守と稱す、當國を賜り當寺を駿河より引て菩提所と定め、三百石を寄附せしか今の高閣は此時造營火災の患もなくして傳はれり、

然るに全十四年五月十一日、忠一齡二十歳にて卒去あり、遺骸を當寺に葬り、青

龍院殿一融源心大居士と云ふ、全十三日寵臣垂井勘解由、服部若狹兩人於當寺殉

死と、木堂の前大なる松一本あり、左右に之を挟みて切腹せしとなり、依之今の

世までも殉死の松と稱する也、兩人辭世の歌あり、

勘解由生年廿四歳法号大法院善休常作

いつ迄も先をかけんと思ひしに

おくれればせこそ戀しかりけれ

若狹生年十六歳法号立行院梅窓常薫

か糸てよりおもひ設けし事なれば

君先立て、行くぞうれしき

忠一廟は本堂の後にあり、真中に忠一左右に彼の兩人木像にして安置せり、然るに忠一卒去は俄の事なり、其日川狩に出られ、機嫌よく歸城ありしに、俄かに發病惱亂して頓死し給ふ、是全く毒害の所爲たる由、種々の風説あり、東都より檢

使として、朝比奈源六郎、久貝忠三郎、弓氣源七郎、當城へ來り死骸檢分あり、事故なく濟みて後葬禮の儀式を行ひ、此寺に入棺したり、忠一嗣子なき故一國を收公せられ家斷絶を、實は妾腹の男子有りけれども、元來忠一の簾中は松平因幡守康元の娘にて、東照神君の御養女になされ、入興ありし事なれば、妾腹の子出生の事は、公議の聞へを恐れ、穩密に養育せられたり、此時に及びて言上の事如何あるべきやと、重臣の輩評議區々にして、遂に兒子なき旨申上げしとかや、米子の城請取には、吉田大膳大夫一ツ柳監物兩人、人數を引具して着陣有る、家臣等異議なく城を渡し、方々へ分散しけり、是れより當寺も無縁と成り、年々衰微せり、偕て御當家御入國の時、三十石の院領を寄附せられ、今に至て退轉なし、此の寺の三方は近國無二の壯嚴なりといへり、又駿河にも感應寺あり、紀州にも全寺あり、是は彼國の大祖頼宣公、寛永年中駿河を搏して建立あり、然るによつて、駿河紀井伯耆の三國に感應寺有りといへり、

一妙興寺

日蓮宗

米子城下

寺領八石一斗八升三合

富平山と号す、當寺は中村伯耆守忠一の老臣、横田内膳正村詮の菩提所也、内膳正廟牌今に有り、法号了性院殿、法影宗柄居士、慶長八月癸卯十一月十四日世壽五十歳と有り、内膳は忠一の伯母尊にて、中村家隨一の重臣也、其以前河州高尾の城主三好山城守に仕へ、其子徳太郎に屬して、泉州岩倉に居住を、其後忠一の父式部少輔一氏に事へ、數度の戦功を顯はし、その妹尊となり、駿府の二の丸に居住せり、慶長六年に忠一駿河を轉し、當國を拜領し、米子の城へ移りけるに、十二才にて幼君なる故東都の大命を蒙り、後見として同城二丸に居住し、一國の執行を預り、今に其居住を内膳丸と号し、石壘數多残り、惣て當國の神社佛閣内膳免許の証表多し、其後忠一成長に隨て、萬事我意を専らにし、國政を亂すと追日甚しかりければ、内膳之を憂ひ、再三之を諫めければ、自然と君臣の間水火の如くなりぬ、忠一若年なれ共、勇畧勝れたる人にて、何卒して彼を誅せむと思はれしか、天下に聞へたる剛の者の内膳、殊に一類數多あれば、卒爾の事もなり

難く、様々思慮を廻らし、既に慶長八年十一月十四日の朝、奥方額直しの祝儀に
事寄せ、内膳を寢所へ招き、様々と饗應有て、透を伺ひ抜打に切付け給ふ、内膳
は其の次の間に向け出つる所を、待設けたる安井清十郎、天野宗葉、道家長右衛
門、飛かゝりて散々に切る、其序に内膳が茶道坊主人の刀を抜き切りかゝる、
天野左の手にて其刀を受止ける間に、安井とも彼の坊主を切り倒す、内膳は數ヶ
處の症を受、朱に染つて表の座敷へ逃出る、近藤善右衛門、長刀を以て立向ひ、
内膳を討止たり、内膳が子主馬、此事を聞くや否、二の丸の居宅に立籠り、縁者
知音の侍共、大勢一味して敵對す、去程に城下大に騒動し、上を下へと混亂、さ
なから鼎の沸くか如し、忠一即時に家中の人数を集め、二の丸を攻亡はさむとせ
られしかど、家中の輩敵方に親しき者とも數多ある故、氣遣大方ならず、どかく
する内、雲州の國守堀尾信濃守忠氏、同子息山城守忠清、八百餘の甲士を引具し、
數十艘にて當所す、浦に着岸して加勢し給ふ、忠一は内膳が家宅の表へ押寄、堀
尾勢は臺所口を取圍みけるが、内より散々に鐵砲を打出し、突出で突出で防戦す、

中にも柳生五郎右衛門と云ふ者、劍術の達人にして、向ふ者皆命を失ひ、手疵負
はぬはなし、城方藤井助兵衛、十文字鎗を以て渡り合ひ、遂に柳生を討止めたり、
矢野助之進は、真先に進て、一番鎗を合せ、依藤牛之助は、無双の強弓にて、敵
の狭間を閉づ、敵方必死となつて防ぎたれども、多勢に無勢なれば、遂に叶はず
して、主馬を始め親類切腹し、其余は命を助け下さるへしとて詫言しける、忠一
は一人も残らず、攻殺さんと有りけれども、信濃守父子中に入れて扱ひになり、張
本の者どもハ切腹し、其外は盡く落去れり、此騒動所々の城主代官より、東都へ
注進の早打、東海道は誠に櫛の齒を引くか如し、忠一よりも此儀速かに言上せら
る、神君御機嫌悪く、頓て忠一に釣命有て、與熏の三士、安井清市郎天野宗葉道
道家は東都より忠一、籠中の御付人なり、近藤は横田を打止むると雖も、是れ全
く忠士據無き事にて、合体にあらざる事申し開き、御赦免を蒙りけり、其時住僧
横田か死骸を乞ひ受け、寺へ葬り廟牌を立つといふ、然るに寛永年中、御當家よ

り寺領八石一斗八升三合賜り、今にいたる、

一惣 泉 寺 禪宗 米子城下

山領二十石 能登國惣持寺末山

大悲山と号す、當所兩録所の一也、慶長年中前太守中村忠一、初めて草創にて、

其母清心惣泉大姉の菩提所とす、開山の導師は作州青蓮寺の棟客和尚を招請して、

百石を寄附の事あり、

一觀 音 寺 禪宗 會見郡小鷹村

米子惣泉寺末山

天正の初め、當所の城主杉原播磨守盛重建立して菩提所とし、作州青蓮寺の禪寶

和尚を迎へて開山とす、十貫文の寺領を寄附せしとかや、(或る記に其時の十貫文は今の百石にあたるといへり) 杉

原滅後無縁の地となり、今は漸く小庵の如く、青蓮寺由緒を以て總泉寺に屬すと

いへり、
一本 教 寺 日蓮宗 米子城下

山領七石

當寺は米子前の城主古引長門守吉種、飯ノ山在城の時、其母淨昌院の爲に建立す、

依て覺應山淨昌寺と号す、今城中對面所といふ所に有し寺なり、其後吉川駿河守

元春、軍畧にて飯ノ山の堀を破りて今の湊山に城を築き、此時當寺も今の如く引

移し、其後故あつて本教寺と改号せしとかや、俗に此寺を隅の寺といふ、是は今

の寺町岩倉町より、立町へ行くをみの所故なり、寺内に長門守吉種并に其母妻の

廟牌あり、
吉種 不染院殿前長州實性法蓮大居士

文錄元壬辰年十一月廿四日

全母 淨昌院殿采山妙清大姉

天正二甲戌年四月八日

全妻 天地院殿惟性妙蓮大姉

文錄四乙未年十一月三日

吉種は文録年中、朝鮮に於て討死す、内室一族を伴ひ、當郡兼久村傍なる境といふ所にて病死せ、彼の一族の後胤零落して彼村に今に在り、法華宗にて今に本教寺且那なり、

一雲光寺

禪宗

會見郡御内谷村

山領三石

久米郡淨光寺末山

御内谷は小松の庄の内なる故、俗に小松の雲光寺と稱せる也、當寺は雲州尼子伊豫守經久の草創にして、開山は定光寺の三世道青和尚なり、當山の境地圓環にして其形蟠龍の如くなりて、命龍山と号せ、出雲國の武運を瑞表して雲光寺と稱すとかや、本堂に經久の牌有り、法名傑(原字不明)翁院宗勝大居士とあり、什物に槍一筋あり、經久の寄附なりと云へり、外に何の記録もなく、又全郡法正寺村に經久開基の寺有り、經久寺と号す、是にも何れも傳記什物もなし、只經久の草創なりと書傳ふるのみ、

伯耆民談記卷之第九

一山名寺

禪宗

久米郡三明寺村

寺領二石八斗三升四合

倉吉大嶽院末山

淨清山と号す、山名伊豆守時氏延文四年四月菩提所として建立の寺也と云傳ふ、山名家累代當國の守護として武威盛なりし間は、當寺も繁昌して高閣堂塔甍を並べたりしが、山名家滅亡後はいたく衰へ退轉しぬ、然るに慶長十年中村忠一の臣中村伊豆守、舊領八橋を轉して、倉吉にうつり、八橋の菩提所慶久寺を此地に移し一字を立し、舊号を復して山名寺と号し、菩提所とす、開山は孝山智順和尚なり、然るに此寺倉吉と川を隔つるに依て、忌日の參詣にも水に障ること有りとて、倉吉に精舎を建て大嶽院と号し是を以て菩提所と定め、當寺は大嶽院の隠居寺となし、兩寺一住に兼帶せり、往古は三徳山の末寺にて天台宗なりしといへり、本尊は彌陀の立像惠心の作、脇主は勢至觀音、鎮守の社は天神なり、什物に鉦鼓

三つ有り、一つは其銘に馬田信長伯州山名寺と彫刻す、一つは日野郡の住妙香禪尼とあり、馬田信長の雲州の士にて、尼子合戦之時武勇を顯はし、其名古戦に述たり、左の珍鼓は正徳年中寺内より掘出す、又寺中に大なる窟あり、二た間にして奥は二間四方も有へし、小なる石架有て石像の古佛有り、岩屋の廻りは大きな竹林なり、

一大 嶽 院 禪宗 久米郡倉吉 備州河松寺末山

寺領十石外に十四俵

當寺は慶長十年中村伊豆守建立の地也、慶長六年中村忠一駿河を轉し當國を領し、米子の城に移り給ふ、智順和尚は忠一の伯父なりけるにより、當國へ請待有りしに、其年十月道中に於て遷化あり、弟子可春といふ僧遺骨を米子へ持參し葬送せり、智順の兄中村彦右衛門一榮は、駿州に於て沼津の城主たり、當國に於ては、八橋三万石を領して、智順の爲めに一字を建立して、駿州板橋の慶久寺をうつし、慶久寺と号し、智順を開山とせ、然るに彦右衛門全九年三月卒し、嫡子伊豆守家嗣、

八橋を轉し倉吉に移れり、此時慶久寺を三明寺村に引取つて、古寺を再興し、山名寺と改号し、亡父彦右衛門牌を置く、號名は万祥院大嶽周碩大居士と号す、山名寺は倉吉と川を隔て忌日の參詣を、水に障ることあるにより、此所に新に一寺を造營して菩提所となし、亡父の法名を山号寺稱と爲し、万祥山大嶽院と稱す、今の寺是なり、然るに全十四年五月大守忠一早世嗣子なく、依て中村家斷絶に及ひけり、其時伊豆守は、其儘倉吉に在住せしか、米子落去の時、金銀諸道具を隠し置きし事露顯し、全十八年十月依藤半左衛門、河毛備後守廿三人、駿府へ召呼はれ、御糺明有つて、三人共御勘氣を蒙り、伊豆守は追放となり、駿州清見寺にかけ込み剃髮して、行衛不明と成れり、是より當寺無縁となり、年々衰微し、僅か五反の畑を殘しけり、是は備前の長臣伊木長門守、當所の領主たる時、免許せし田畑也、寛永十年今の領主、荒尾志摩嵩就より、高十石に結ひあて行はる、山林等永代寄附なり、又神坂村内分二石三斗九升九合、國主の寄附地にして、寛永十年十一月に宛て行はる、當寺は天正の頃、山名小三郎氏豊の館地なり、氏豊亡

ひて後は田園荒廢しけるに、中村伊豆守高閣を建立し、今に盛んなる禪林なり、
境地方四十間、廻りは大敷にして、切岸の土居なり、誠に要害堅固にして小城と
も謂つべし、鎮守の社は八幡宮なり、俗に一夜屋敷八幡といふ、是は山名氏豊此
地に館を構へ、居る事一夜にして出陣し、因州鳴瀧といふ所にて落命と、されば
右の如く稱するとかや、當寺四世可春和尚、彼の氏豊は前の地主たるに由て、其
靈を入幡に祝籠め、山門の傍に小社を建て、鎮守とせり、毎年八月放生會前後、三
明寺村の胡麻共社參して、火を燒き暫らく禮拜して歸る事、一社の恒例なり、胡
麻は穢多の事なり、氏豊戰死の時、館には敵兵亂れ入り盡く放火す、此時氏豊の
娘に胡麻といふ有りしが、漸く死を逃かれて、三明寺村の穢多の方へ駆け入り、
養育に預り後に穢多に嫁して、數多の子を生そ、其後子孫多くなつて、村中皆一
族となる、此故を以て、此村の穢多に限り胡麻と稱と、則ち先祖の神靈とて、此
八幡を尊敬す、氏豊戰死の時の次第詳細は古城の卷に誌をべし、
寺内に里見安房守忠義の廟、并に其伯父家臣等の墓あり、忠義の法名雲晴院殿前

捨遺心叟賢良大居士と号と、忠義始めは當寺の近邊に住し給ふ、今岡島屋敷是な
り、元和八年戊六月十九日、全郡堀村に於て逝去あり、存生の時當寺に頼置きた
る子細によつて葬るとかや、忠義寄進の補正成の守本尊觀音あり、中頃如何なる
故にや、倉吉の士高木何某の方へ傳り、今に彼の家に安置す、誠に珍貴の古佛な
りといへり、

一洞光寺

禪宗

河村郡福庭村

倉吉大嶽院末山

月儼山と号す、何れの時代何人の開基といふ事をしらす、只往古より傳はりたる
寺といへり、南條家羽衣石在城の時も、堂塔巍然として立ちしとかや、其後小寺
となりて、昔の形もなく成りぬ、中村忠一當國主たりしときは、家老一色頼母此
村を領し、當寺を以て菩提所とす、家人中村平助といふ者此村に住居し、今に頼
母屋敷平助宅地といふて、田畑の字に唱ふる也、慶長十四年中村家斷絶によつて、
頼母も當地を退散し、平助は暫らくこゝに留りしか、大坂陣の時城方へ走り、討

死せしといへり、頼母退去の後は、寺衰微退轉に及ひたり、寛永年中倉吉大嶽院の可春和尚、當寺を再興して、千休地藏を安置して、高閣を造營し、毎年七月廿四日本會とて人々群集す、此日村の民角力を催す、是を地藏角力と稱す、又當地に東滿寺といふ寺あり、是は南條開基の寺にて、隆盛なる精舎なりしか、羽衣石滅亡して後年々衰微し、遂に退轉に及ひ、今は寺号を遺て而已なり、

一小林寺

禪宗

久米郡小林寺村

倉吉大嶽院末山

今は寺なし、昔の寺跡村中にあり、當寺は古へ山名伊豆守時氏當國の守たる時、重臣小林修理亮、此地に居住す、然るに明徳の亂に京都に於て討死しける故、其妻當寺を建立して菩提を祈り、雲少山小林寺と号す、開山は南海禪師なり、此人山名の一族にして、上州世良田の誕生なりとかや、其後戰國の世と成て堂閣年々衰へ、遂に滅亡して星霜遙かに隔たり、寛永年中倉吉大嶽院可春和尚再興を企て、舊号を復して小林寺と号す、但し此地に大きな梅の古木あり、是を以て山号を

梅樹山と改めたり、年を経て後大難有て一字尽く焼亡す、其後造補の事もなく、今は徒らに寺号のみを村名に存す、此村の山麓を穿てば蠣蛤などの殻出づる事夥し、上古此處入海なりといへり、されは此の郷を灘の郷といへり、此類他所にもまゝ有ることなり、上州佐野の船橋の古跡、近邊に石根一圓に蠣蛤の殻あり、此處も上古入海なりしと傳ふるなり、

一興教院

淨土宗

久米郡田内村

倉吉大蓮寺末山

大王山と号す、養老年中の草創にして、往古は大伽藍の寺なり、大永の國亂に、堂塔什物盡く焼失して、今は機かの草堂也、昔の寺跡は庵室の後の山に在り、廣大なる境地に見ゆ、其外古跡有り今の本尊は誕生の釋伽なり、法會は大蓮寺より行ふ、往古當山盛んの時ハ、今の牛市河原大なる町にて、毎年四月八日、法會の前後七日の間、自他の國人大町に群集し、牛馬を賣買す、素より誕生日は豆のひさしに花を以て莊嚴す、故に大町筋も花を以て店をかさり、美々しく粧ふ、是を

花町と稱せしとかや、然るに當山衰るへ此市も退轉せしが、是を倉吉に引移し市會を成す則花町と稱する也、

一佛 石 山 右 同 斷

此山は古へ山名家の城山也、南の端に大なる岩礎あり、其中に六尺余りの盤石に、三尺余りの座像の彌陀を畫きてあり、世の人岩阿彌陀と云ふ、蓋此地上古は入海にして、常に潮を湛へ船舶往來せり、或時巨勢の金岡此海上を通りしに、岩礎をうかがひ、末世の利益に残さん爲め、暫らく楫を留めて、畫きたる彌陀也と言ひ傳ふ、千歳の星霜を経るといへとも畫佛あざやかにて更に凡人の筆跡とは見えと山の景色も他に越えて、誠に妙えなる勝地なり、

一定 光 寺 禪宗 久米郡定光寺村

山領六石外に十三石 越前國慈眼寺末山

金地福山と号す、應永年中河村郡の住人入道源贊草創なり、開山は越前國宅良谷慈眼寺の二代長應禪師にして、長應は俗姓南條伯耆守貞宗の二男なり源贊の姓分

明ならず、河村郡曹源寺を造り其後此寺を造立と、今に至て三百余年連綿として高閣巍然たる大伽藍なり、後の山に觀音有り、三十三躰を一石に彫刻せる佛像なり、是御國札の靈場にして、弘法大師の御製作なりといへり、當寺に於て七世場玄に瑞夢あつて、鎮守の社前より堀出したる石佛なり、推鐘に本願人近江國川崎九郎右衛門藤原家長寄進藤原正綱彫之干時天正二年十月三日とあり、廟堂尼子民部晴久畫像有り、開檀源贊の牌あり、法名靈光院殿像外源贊大居士と号す、南條豐後守宗元入道宗勝牌有り、興國院殿決叟宗勝大禪門と号す、其子伯耆守元續の牌あり、南光院殿伯翁金部大居士と号す、佐々木民部大輔法名月叟省心居士といふ牌あり、是は尼子晴久の事なるべし、外に娘叟元春大居士と号する牌あり、俗姓分明ならず、右四靈の廟として四ヶ所有り、

古代寄附狀の畧

大谷村四分一替所の寄附

應永三十一年十月廿三日 沙彌源贊判

定光寺領正時名大谷上神山並小川跡之事

應永廿四年九月二十二日 沙彌源贊判

前格の寄附 永享十八年八月三日

兵部少輔教之在判

全寄附 文明十年三月廿九日 教之の子なり

全寄附 文明十五年二月二十八日 元之在判 元之の子なり

政之在判 元之の子なり

上神郷の内境分寄附 永正十年丙四月廿七日

教之在判

全寄附 天文廿三年巳六月十日 佐々木民部大輔尼子晴久判

全寄附 永録五年二月十日

興禪公より 延寶二年十二月二日 尼子義久在判

山領前々の如く境内諸役免許の御判下し賜はる

元録七年當寺末山記録内寺号四ヶ寺國家へ進呈す、依之全九月四日物成十三石を

永代寄附あり、都て拾九石を領す、當山は當國録所二ヶ寺の一也清源御代東都へ

懇望し玉ひ頼て命を蒙り、時の執政小笠原佐渡守より、僧録へ渡るべき旨關三ヶ

寺へ下知有りて、元祿九年三月十六日、兩本寺永平寺惣持寺より僧録狀有り、夫

れよと代々録所と成つて、東三郡は當寺西三郡は米子惣泉寺、一國に兩寺として

諸山を支配す 一曹源寺 禪宗 河村郡相源寺村

倉吉定光寺末山

梅翁山と号す、草創は當國の長者入道源贊、開山は越前國慈眼寺二世機堂長翁禪

師也、七堂伽藍の高閣なりしか、其後年月移りて大いに頽廢に及び、明曆三年丁酉年には、法耕牛幕曾祖翁再興を企て、新たに佛殿を造建す、然るに此住持故有て間もなく退身し、造成の力をふるはず、寛文十三年、鐘古巖彼の佛殿を厨陣として、又新に佛殿を建て舊刻を増と云へども、成就を得ずして遷化せしにより、事頓挫し工倦み人怠りてありける所に、延寶甲寅年八月暴風起て尽く轉倒す、然るに南江惠薫和尚多くの人々を勸化し普請を成就せり、よつて惠薫和尚を中興とせ、其後又無住の地となりて、靈塔破却したるを、天和辛酉年總持寺の元智和尚此山に入り、國主の助力を得て造立を企てしか、貞享二年成就して今に至りて退轉無し、當山盛なりし時は、惣門を立路門といふ、今に跡あり、此門より山門迄の道に、多種の櫻を植並へて、門外の堅路を挟み、今に之を櫻の馬場と稱す、此跡に宮あり古人來賓を迎えし所なりといへり、其傍に地藏堂あり、長翁禪師始めて當山に入りし時、此堂に於て、鶴髪の三翁に逢ひ、此寺を開基の瑞旨を受けたる所なり、是を地藏原といふ、今は櫻の木も無く只名のみ残り、鎮守は天照太神

八幡大菩薩妙理大權現の三社也、是れ往古よりの社地なり、長翁禪師智遇したる鶴髪の三翁ハ、此三社の權化なりしといへり、其外に春日大明神金毘羅大權現の社あり、是は近代寺内へ勸請して、三社に加へて五社とせり、堂より西へ行く所、一丁の徑なる坂を登り、境内五歩も有るへき山臺、喬木鬱々としたる中に、開山機道長應禪師の塔あり、傍に一つの石あり、和尚の座禪石と云ひ傳ふ、應永の頃より、三百余年の星霜を経たれども、石壘正しくして青苔一点も生せず、是れ當山の瑞相なり寺前の流れを竹田川といふ、往古より當寺の放生川なり、川上は中島の井手を限り、下は新宮の上聖淵を境とす、開檀源贊の寄附狀あり、依て此處の川昔より運上なく、放生川と云ふて、殺生禁斷の場也、惣門の外に、岩下よりの涌出つる清泉あり、冬暖かにして夏冷やかなり、大旱魃にも乾がす、往古よりの靈水也、村の民之を曹源寺の清水と稱す、源贊以來代々寄附狀什物として今にあり、境内古今同方五丁、東は蛇山中島を限り、南は虚空路太谷川を隔て、西は大嶺、北は横川を境とす、肥饒乃田を副る由應永九年源贊の證狀あり、宛は住持と

あり、其子兵部少輔教之、永享十年八月三日の狀、其子元之文明十年二月廿日の狀、其子政之文明十五年正月廿八日の狀あり、次に大米八郎右衛門、渡邊民部、甲元孫左衛門、各全寄附狀あり、此三人如何なる人にや分明ならず、又尼子晴久、及び義久の寄附有り、並の通り也、并に山林田地免許の證狀あり、又國分寺の僧惠楠といふ住持より、寄附の一札あり、天文九年庚子十月廿四日と認めあり、

一地 藏院

真言宗

久米郡湯の關村

大瀧山と号す、本尊八尺の座地藏にて、當國無二の大佛也、行基の作なりといへり、世の人稱して關の地藏といふ、當院は文治年中鎌倉右大將の建立なりと言傳ふ、但し往古の寺は、今の道場より、十八丁程も奥にありて、今以て其跡有り、境地幽々たる山中也、此所へ方三間の堂あり、千手觀音を安置す、二尺余りの立像にて、行基の作なりといへり、此山に大きな瀧あり、不動瀧文珠瀧兒か瀧と云へり、此谷を菖蒲谷と号す、此所に長者原、鎌屋敷といふ趾有り、

一 駄經寺

久米郡駄經寺村

今は寺なし、山を安淵山といふ、古ハ此地熊野山を摸したる山なりと相傳ふ、古寺の趾あり、當村の氏神は熊野三所權現也、戰國の時燒亡し、遂に退轉の地となり、只た寺号を村名に存せるのみなり、駄經の号は、漢朝の白馬寺の意によつて名つくるにや、何様故ある古寺なりとかや、

一大

御堂

右 全 斷

是も今は堂閣なし、駄經寺村の前なる田の中に少き臺あり、是れ則ち大御堂なり、古へは大なる伽藍の道場なりと言傳ふ、今に其時の礎石とて、諸所に散見す、大ささ徑三尺余りの石也、是を以て案するに、何様大きな高閣なりしなるへし、彼れ臺も穿て田堵となり、今殘る所は少しの隈の如く、此邊を穿ちて見れば、古佛佛具など數多出るなり、此地の前に小川あり、堂道川と言ふ、堂前の道にならびたる故、かく稱するにや、俗に誤てとん川といふ也、此下に伽藍橋といふ有り、此寺古へ隆盛の時、門前にありし大橋の趾と云傳ふ、今纔かの古橋なり、俗誤てがらく橋と云ふ、又此邊りに華表繩手といふ徑あり、駄經寺の鎮守、新官大明神

への古道なり、此所に大花表ありし故に、かく稱するとかや、俗誤てとりが繩手といふ、

一清 光 寺 天台宗 汗入郡妻來村

玉簾山と号す、古へは朝妻寺と稱し、村名も妻來の里といへり、蓋し往古此里の婦女、京師に登り子細有て、光仁帝の女御となり、斯くて宮中にて卒しければ、帝愁しみの餘り、故郷なる妻來の里へ御幸ありて、寺を造營あり、玉簾山朝妻寺と号すといへり、後世に至つて清光寺と改号す、古寺の跡今に残る、當寺も本尊は觀音也、玉簾の妻觀音と稱して、名高き靈佛なり、俗之を玉田の妻觀音といへり、

一滿 福 寺 時宗 汗入郡福光村

山領三石七升四合 駿州藤澤寺末山

稻光山と号す、時宗にして駿州藤澤寺の末山なりしに、中古混雜して曹洞宗となり、一旦米子安國寺の末山となりしを、寛文六年、藤澤遊行上人當國へ入來の時、

舊記を糺し又時宗に改めしむ、よりて興禪公より今の山領を寄附し給ふと云ふ、

一景 雲 寺 禪宗 倉吉吉祥院支配

當寺は元文元年の建立、願主は久米郡古川村の民、箕浦吉右衛門と云ふ者なり、當村の或る草堂に古き觀音ありしを、本尊に安置す、又同年の秋、與一兵衛といふ者、弘法大師の瑞夢を感じたる由にて、堂の後の山の臺に、弘法大師の像を安置して、是を奥の院と号せ、よりて世の人寺号を呼はずして、弘法とのみいふなり、景雲の号は定光寺の末なる故、寺の号を取立るなり、本堂には新に四十八體の觀音を安置せり、

一行 藏 院 修驗真言宗 久米郡倉吉

大祖は蓮乘院と号し、八橋郡細工所といふ所にあり、殊に羽衣石の南條元續の祈願所にして、三百石を寄附す、其子行藏院は殊更有驗の僧にて、大峰小笹の庄を賜はる、是當道の譽なり、依之當國山伏の宗頭也、其後の相續は、法力衰へしかども、先祖の功は顯然として、今に小笹の床柱に、伯耆國行藏院床と有りとかや、

一説に元祖蓮院か妻は、南條の家臣安達伊賀守といふて、河村郡大瀬村の領主の娘なり、伊賀守戦死の後、大瀬村に靈を祭りて、氏神とす、今伊賀八幡と稱するは是なり、又其續きの行藏院は、常陸の太守佐竹家の士、草刈數馬と云ひし者也、故有て浪客となり、蓮乘院か家に住しけるが、遂に彼れが聳養子と爲り、修験の事を相續すと也、

一安 養 寺

時宗

會見郡四日市村

除院高百石餘

後醍醐天皇相模入道に犯され給ひ、元弘二年三月隱岐國へ御遷幸の砌、御宮もあまたおわします御中にも、別て十六歳にならせ給ふ御姫宮、御寵愛の餘り、御姿を三位の局の女童にやつし、御供に加へ給ふ、然るに警固の武士とも、皇女を見わらはし御渡海を止め奉りしかは、遂に宮は此地へ御差置き、帝は隱岐へ渡らせ玉ひけり、御姫宮涙と共に別れ給ひしが、會者定離の御感深く、いたわしくも玉の御かざりを落させ給ひ、御法名を西月院安養内親王ともふさせ給ひ、精舎御

建立あり、外に鷲大明神、猿田彦命勸請あり、本尊は御夢の告にて、長一尺三寸の阿彌陀如來春日大明神の御作佛也、御醍醐帝御紀念として御開運の佛舍利寶物となり其外天皇御自畫の御尊影、御齒形の栗等あり

128
240

大正三年一月廿五日印刷
大正三年一月三十日發行

定價金五拾錢

不許
複製

發行所

因伯叢書發行所

大賣捌

鳥取縣東伯郡倉吉町
電話三〇九番
振替大阪四二六八番
倉吉西番町
電話一〇九番
振替東京六三〇五番
米子尾高番町
電話一五六番
振替東京一九五一番

橫山書店
德岡書店
今井書店

編輯者 佐伯元吉
兼者 鳥取縣東伯郡倉吉町大字東町五拾四番屋敷
印刷者 由井源藏
印刷所 鳥取縣東伯郡倉吉町大字東仲町四拾貳番地
由井活版所 鳥取縣東伯郡倉吉町大字東仲町四拾貳番地

百六十四

